

**令和8年度  
国有林野地理情報高度化システム  
運用・保守業務  
調達仕様書**

**農林水産省**

# 目次

1	調達案件の概要 .....	4
(1)	調達件名 .....	4
(2)	調達の背景 .....	4
(3)	調達目的及び調達の期待する効果 .....	5
(4)	業務・情報システムの概要 .....	5
(5)	契約期間 .....	7
(6)	作業スケジュール .....	7
2	調達案件及び関連調達案件 .....	8
(1)	調達範囲 .....	8
(2)	調達案件の一覧 .....	8
(3)	調達案件間の入札制限 .....	8
3	情報システムに求める要件 .....	8
4	作業の実施内容 .....	8
(1)	運用・保守実施計画書等の作成 .....	8
(2)	要件定義内容の調整・確定 .....	8
(3)	クラウドサービスの運用保守の前提 .....	9
(4)	定常時対応 .....	9
(5)	障害発生時対応 .....	11
(6)	アプリケーションプログラムの保守 .....	12
(7)	情報システムの現況確認支援 .....	12
(8)	更新データ搭載 .....	12
(9)	講習会の実施 .....	13
(10)	改善提案 .....	14
(11)	引継ぎ .....	15
(12)	定例会等の実施 .....	15
(13)	契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出 .....	15
(14)	成果物の作成 .....	17
5	作業の実施体制・方法 .....	20
(1)	作業実施体制 .....	20
(2)	作業要員に求める資格等の要件 .....	21
(3)	作業場所 .....	22
(4)	作業の管理に関する要領 .....	22
6	作業の実施に当たっての遵守事項 .....	23
(1)	機密保持、資料の取扱い .....	23
(2)	個人情報の取扱い .....	23
(3)	法令等の遵守 .....	24
(4)	環境負荷低減に係る遵守事項 .....	25
(5)	標準ガイドラインの遵守 .....	25
(6)	その他文書、標準への準拠 .....	26
(7)	クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項 .....	27
(8)	情報システム監査 .....	27
(9)	セキュリティ要件 .....	28

7	成果物の取扱いに関する事項.....	29
(1)	知的財産権の帰属.....	29
(2)	契約不適合責任 .....	30
(3)	検収 .....	31
8	入札参加資格に関する事項 .....	31
(1)	競争参加資格.....	31
(2)	公的な資格や認証等の取得 .....	31
(3)	受注実績等 .....	32
(4)	作業実施体制予定図 .....	32
(5)	複数事業者による共同入札 .....	33
(6)	入札制限.....	33
9	再委託に関する事項 .....	33
(1)	再委託の制限及び再委託を認める場合の条件.....	33
(2)	承認手続.....	34
(3)	再委託先の契約違反等 .....	34
10	その他特記事項 .....	34
(1)	前提条件等 .....	34
(2)	入札公告期間中の資料閲覧等 .....	35
11	附属文書 .....	36
(1)	別紙 1 要件定義書 .....	36
(2)	別紙 2 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様 .....	36
(3)	別紙 3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書様式 .....	36
(4)	別紙 4 閲覧申込書 .....	36
(5)	別紙 5 守秘義務に関する誓約書.....	36

## 1 調達案件の概要

### (1) 調達件名

令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務

### (2) 調達の背景

林野庁においては、地理情報システム(以下「GIS」という。)である「国有林野地理情報システム」により、国有林に関するデジタル化した地図情報(数値基本図等。以下「地図データ」という。)と「国有林野情報管理システム」が有する国有林台帳情報(森林調査簿、伐採造林計画簿等。以下「台帳データ」という。)を一元管理し、効率的な業務運営に活用している。しかしながら、現行の国有林野地理情報システムはスタンドアロン式のため、職員間での情報共有や、データ取り込みの効率化が課題となっていた。

そこで、令和2年度より、民間クラウドサービス上で運用されるネットワーク型のウェブGISである国有林野地理情報高度化システム(以下「本システム」という。)の構築に着手し、地図情報の共有の円滑化や、データ取り込みの効率化を図っている。なお、職員は、ガバメントソリューションサービス(GSS)を経由し、本システムにアクセスする。

令和8年度の本業務については、クラウドサービス上に構築された本システムの運用・保守を目的とする。

2018年6月には、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」が決定(最終改定は、2025年5月27日)された。この中で、「クラウド・バイ・デフォルトの原則」が政府方針として出されている。これらの状況を踏まえ、本システムはパブリッククラウドを利用する。

農林水産省では、政府全体の動向や利用者視点に立った、るべき農林水産行政の姿を踏まえ、2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受けて、「デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画」(2022年10月5日農林水産省行政情報化推進委員会決定)を策定した。情報システムのクラウド化の推進に当たつては、共通基盤となる農林水産省クラウド(以下、「MAFF クラウド」という。)を利用することを前提としたパブリッククラウドへの移行を進めることとしている。

同計画では、品質・低コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、ガバメントクラウド、ガバメントソリューションサービス(GSS)、ベースレジストリ等の共通機能について、農林水産省の各情報システムの状況を踏まえ、活用できるものについてはその活用を徹底するとしている。その上で、農林水産省では、クラウドの共通基盤を整備し、パブリッククラウドへの移行・運用に必要な最小限の共通機能を提供するとともに、情報システムの状況に応じて適切なクラウドへの移行方式を選択した上で円滑にクラウド移行できるよう支援を行っている。なお、当該共通機能を利用するパブリッククラウドを MAFF クラウドと言い、総合的な支援活動を行う組織を MAFF クラウド CoE と言う。引き続き、本システムでは、MAFF クラウドを利用することを前提とする。

### (3) 調達目的及び調達の期待する効果

本業務は、国有林野地理情報高度化システムの運用・保守により、国有林野事業の各種業務の効率化に資することを目的とする。

### (4) 業務・情報システムの概要

本システムは、地図データと台帳データを関連付け、特定の条件(樹種、林齢等)を満たす区域の抽出・表示及び抽出した属性データの加工、地図上での写真等の各種情報の管理などを行うことで、国有林の管理経営の効率化を図るための GIS である。

本システムは、林野庁が保有する森林情報(地図データ、台帳データ)をデータベース上で一元管理し、林野庁の本庁、森林管理局、森林管理署、森林事務所の全職員が必要に応じていつでも参照、利用できるサービスを提供するものとし、概要は次の図のとおりである。

また、情報をクラウドで管理することで、全職員が同じ情報を共有することを可能とし、データ相互利用の促進を図る。本システムで管理する地図データ及び台帳データは、一般に広く利用されている形式(SHAPE、CSV 形式等)で整備するものとする。また、本システムは、特に予備知識のない職員においても支障なく利用できるような操作性と、業務での利用に支障のない処理速度を備えるものとする。

なお、本システムに搭載するデータの運用については、現行の国有林野地理情報システムと同じデータを搭載すること及び国有林野情報管理システムからのデータの受取(初期搭載及び搭載データの更新)を行うことに留意し、双方で不整合が生じないように配慮する。

国有林の概要については、以下の林野庁ウェブサイトを参照すること。

[http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/index.html)

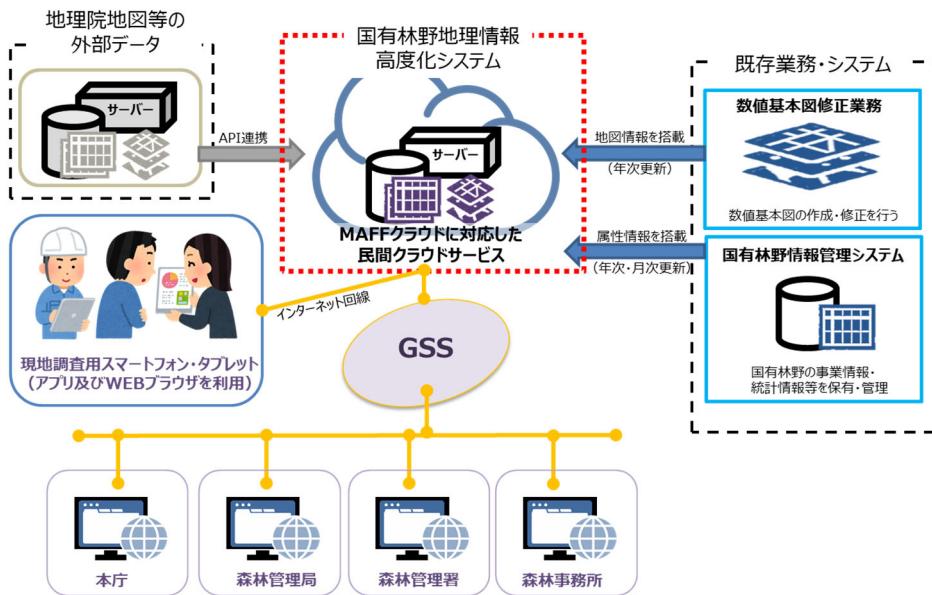
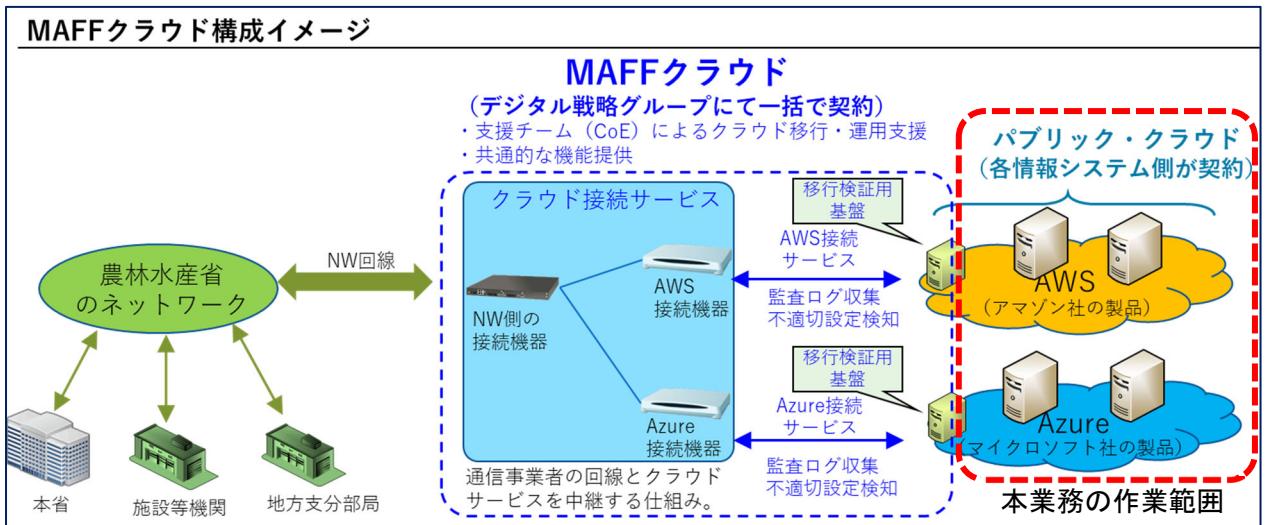


図 1 システムの概要



注: 本システムは MAFF クラウドの Azure で稼働している(図 3 参照)。

図 2 MAFF クラウドの構成イメージ

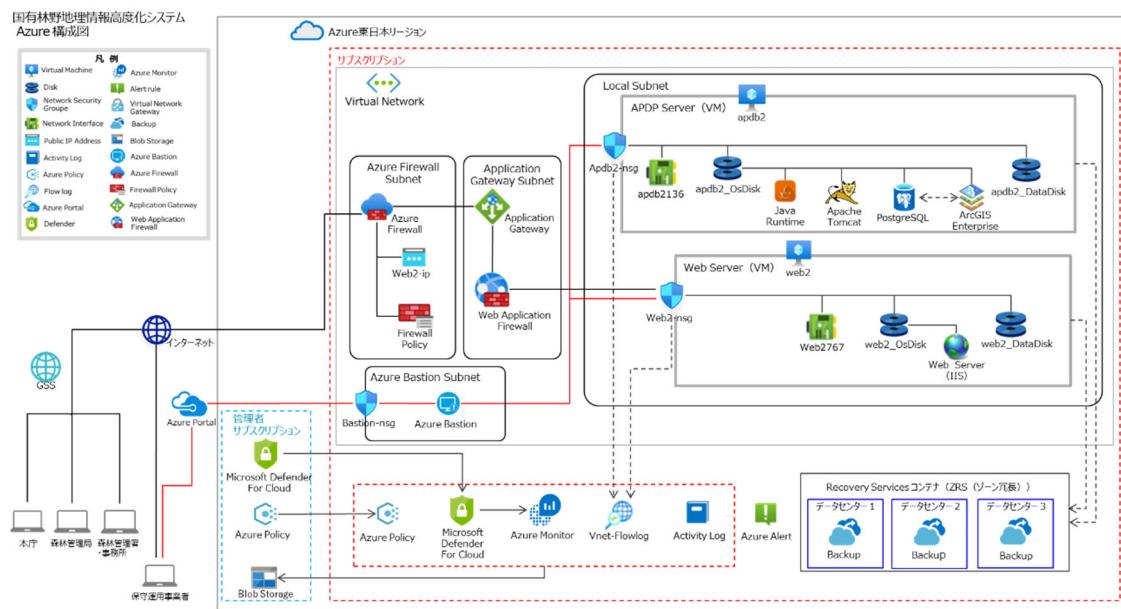


図 3 Azure 構成図

### (5) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (6) 作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。

No.	作業項目	第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	運用保守実施計画等の作成	■											
2	システムの運用保守 (定常時対応)												
3	システムの運用保守 (障害発生時対応)												
4	更新データ搭載	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
5	講習会の実施							■					
6	改善提案・引継ぎ											■	

図 4 作業スケジュール

## 2 調達案件及び関連調達案件

### (1) 調達範囲

本業務は、クラウドサービス上に構築された本システムの運用・保守業務を行うものとする。本業務において、本システムが利用するパブリッククラウドにおけるクラウドサービスの提供業務も含めることとする。クラウドサービスの提供に係る費用及び利用料は、受注者の負担とする(MAFF クラウドが提供する機能の費用は除く)。サービス利用料、ライセンス費用、物品購入等の費用は受注者の負担とする。

また、本システムの保守・検証用の環境については、受注者の負担として、本調達の費用に含めるものとする。

なお、責任範囲の調整が必要となった場合には、農林水産省と協議の上、決定するものとする。

### (2) 調達案件の一覧

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式は次の表のとおりである。

表 1 関連する調達案件の一覧

No	調達案件名	調達の方式
1	令和6～8年度国有林野情報管理システムに係る運用・保守及びクラウドサービス提供業務	一般競争入札 (総合評価)
2	令和8年度国有林 GIS 数値基本図修正等業務	一般競争入札 (最低価格)
3	令和8年度国有林の GIS 高解像度衛星画像作成業務	一般競争入札 (最低価格)

### (3) 調達案件間の入札制限

本業務と関連する業務で、入札制限の対象とするものはない。

## 3 情報システムに求める要件

運用・保守の実施に当たっては、「別紙1 要件定義書」の各要件を満たすこと。

## 4 作業の実施内容

### (1) 運用・保守実施計画書等の作成

受注者は、担当部署が運用・保守計画及び運用・保守実施要領を作成するに当たり、具体的な作業内容や実施時間、実施サイクル等に関する資料作成等の支援を行うこと。なお、運用・保守計画及び運用・保守実施要領の記載内容は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン「第9章 運用及び保守」で定義されている事項を踏まえたものとする。

### (2) 要件定義内容の調整・確定

受注者は、設計・開発の実施に先立ち、「別紙1 要件定義書」の内容を確認すること。その際、内容について調整すべき事項があれば、担当部署と調整の上、結果に基づき要件定義書の修正を行うこと。要件の調整内容は、担当部署及び関係するステークホルダーに提示し、合意形成を図りつつ進めること。

#### (3) クラウドサービスの運用保守の前提

- ア 受注者は、前年度の令和7年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務の事業者からパブリッククラウド上に構築された本システムの引継ぎを受け、CSP ライセンスの契約の移管を行い、環境を維持すること。
- イ 受注者は、構成管理及びパッチの適用について自動化すること。なお、自動化とは、対象を選定し、タイミングをコントロールして適用することをいう。
- ウ 受注者は、原則、メンテナンスの際に踏み台サーバを独自で構築せず、クラウドサービスプロバイダーのサービス(Azure の場合、Azure Bastion )を利用して運用すること。
- エ 受注者は、ソフトウェアの情報をクラウドサービスの機能(Azure の場合 Azure Automation の Inventory)を利用して自動取得すること。
- オ クラウドのアカウント／サブスクリプションについて、Azure のアカウントは、納品物の一部であり、引継ぎの対象である。  
アカウントの契約者は、農林水産省の情報システムにおけるクラウドサービスの契約は、農林水産省とカスタマー向け契約ならびにマイクロソフトクラウド契約(MCA)を締結すること。  
事業者がクラウドのアカウントを契約し、農林水産省の PJMO にサービスとして提供することは、原則認めないので、農林水産省をエンドカスタマー(エンドユーザー)として登録していることを証明する書面を提出すること。  
Azure を提案する応札者は、日本に本社を置くマイクロソフト クラウド パートナープログラムに参加する Microsoft の代理店であること。Microsoft の代理店ではない場合は、インダイレクトソリューションプロバイダーに登録されている日本企業から Azure サブスクリプションを仕入れ、PJMO に納品すること。

#### (4) 定常時対応

- ア 受注者は、「別紙1 要件定義書」の運用・保守要件に示す定常時運用・保守業務(システム操作、運転管理・監視、稼動状況監視、サービスデスク提供、定期点検、不具合受付、パッチの検証及び本番環境への適用等)を行うこと。具体的な実施内容・手順は担当部署が定める運用・保守作業計画に基づいて行うこと。
- イ 受注者は、運用・保守計画及び運用・保守実施要領に基づき、運用業務の内容や工数などの作業実績状況、サービスレベルの達成状況、情報システムの構成と運転状況(情報セキュリティ監視状況、情報システムのせい弱性への対応状況を含む。)、情報システムの定期点検状況、情報システムの利用者サポート、教育・訓練状況、

リスク・課題の把握・対応状況について月次で運用・保守作業報告書を取りまとめる

こと。

- ウ 受注者は、ソフトウェア製品の保守の実施において、ソフトウェア製品の構成に変更が生じる場合には、担当部署にその旨を報告し、変更後の環境がライセンスの許諾条件に合致するか否かの確認を受けること。また、担当部署の求めに応じて最新の構成情報の出力結果を提出すること。
- エ ソフトウェアにセキュリティのせい弱性が見つかった場合は、対応策について計画し、承認を得た上で対応すること。
- オ 受注者は、保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。改修の際に作成、更新した資料は、担当部署へ提出すること。
- カ 受注者は、パッチ適用に起因する不具合が出た際に行う切り戻しやアプリケーション修正などの対応を予め計画すること。
- キ セキュリティ管理として、(Azure の場合 Azure policy)が発報したセキュリティアラートについて、対応ならびに無効化／抑制を検討するものとする。なお、新たなルールの追加について、迅速に対応するものとする。
- ク 受注者は、月間の運用・保守実績を評価し、達成状況が目標に満たない場合はその要因の分析を行うとともに、達成状況の改善に向けた対応策を提案すること。
- ケ 受注者は、運用・保守作業報告書の内容について、月例の定期運用・保守会議に出席し、その内容を報告すること。
- コ 受注者は、担当部署が、情報システム運用継続計画を作成又は更新するにあたり、情報提供等の支援を行うこと。
- サ 受注者は、設定変更があった場合は設計書等の更新版を、担当部署に提出すること。
- シ 受注者は、保守作業でプログラムの修正を行った場合、設計書等の更新を行い、テストを行った上で本番環境へ適用すること。保守作業の際に作成、更新した資料は、担当部署へ提出すること。
- ス 受注者は、農林水産省が、情報システム運用継続計画を作成又は更新するにあたり、情報提供等の支援を行うこと。
- セ 受注者は、インフラの設定変更があった場合は設計書等の更新版(パラメータシート含む)を、担当部署に提出すること。
- ソ 受注者は、農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙 1\_共通機能\_利用申請書の内容(システム構成を含む)に変更がある場合、資料を更新し、担当部署と MAFF クラウド CoE の確認を受けること。
- タ 受注者は、インベントリ情報を収集するため、設定作業(Azure の場合、インベントリ収集用 Log Analytics の作成、仮想マシンと Azure Automation の設定)を実施すること。

と。

- チ サービスデスク提供・不具合受け付けについては、職員(4,200名程度)からの、本システムに関する操作全般について質問・相談(本システムや、ArcGIS、QGISなど一般的な地理情報システムに関する幅広い質問・相談を含む。)や障害に対応できる窓口を設置し、以下に留意の上、対応すること。
- 対応は、電話、電子メール、またはWeb会議で行うこと。なお、電話による対応は、土・日・祝日を除く平日、9時から17時までの間、行うこと。
  - 回答は平易な言葉や文章を用いて、迅速に行うこと。調査などが必要で回答に時間を要する場合は、およその目安(質問日の翌日から土・日・祝日を除く3日程度以内)を質問者に連絡したうえ、調査・回答等を行うこと。
  - 対応後は質問・回答内容などが分かるように対応表(任意様式)を作成し、整理すること。
  - サービスデスクで受け付けた質問について、頻発するあるいは類似・共通する内容については、「よくある質問(FAQ)」として取りまとめること。

#### (5) 障害発生時対応

- ア 受注者は、情報システムの障害発生時(又は発生が見込まれる時)には、速やかに担当部署に報告するとともに、その緊急度及び影響度を判断の上、「別紙1 要件定義書」の運用要件に示す障害発生時運用業務(障害検知、障害発生箇所の切り分け、関係する事業者への連絡、復旧確認、報告等)及び、「別紙1 要件定義書」の保守要件に示す障害発生時保守作業(原因調査、応急措置、報告等)を行うこと。障害には、情報セキュリティインシデントを含めるものとする。具体的な実施内容・手順は運用・保守作業計画及び運用・保守実施要領に基づいて行うこと。
- イ 受注者は、情報システムの障害に関して事象の分析(発生原因、影響度、過去の発生実績、再発可能性等)を行い、同様の事象が将来にわたって発生する可能性がある場合には、恒久的な対応策を提案すること。
- ウ 受注者は、災害等の発生時には、担当部署の指示を受けて、情報システム運用継続計画に基づく運用業務を実施すること。なお、災害等の発生に備え、最低年1回は事前訓練を実施すること。また、システム障害や災害等の発生を想定したリストア手順書を整備すること。さらに、リストア手順書に基づき、最低年1回はテスト環境等でバックアップデータからのリストアを行う訓練を実施すること。
- エ 受注者は、生成AIを活用しているシステムにおいて、生成AIシステムのバージョンアップ等の要因でアウトプットが期待する品質を満たさなくなった場合、そこから生じる被害を最小限に食い止め、原因を特定し、改善措置を講じること。
- オ 障害の原因が国有林野情報管理システムによる場合は同システムの運用支援業者と、その他のシステム及び機器等による場合は当該システム及び機器等の製造業者と必要な調整を行い、障害の解消に向けて努力すること。

#### (6) アプリケーションプログラムの保守

受注者は、担当部署に対し、開発等が必要な要望案件等への GIS プログラムの改修を含む対応(年間9人月程度の保守を提供すること。ただしピーク時作業量は4人月/月とする。)を行うこと。

#### (7) 情報システムの現況確認支援

ア 受注者は、年1回、担当部署の指示に基づき、情報資産管理データと情報システムの現況との突合・確認(以下「現況確認」という。)を支援すること。なお、MAFF クラウドを利用している場合、MAFF クラウドから提供されるインベントリ情報を活用することで、現況との突合確認は省略することも可とするが、インベントリ情報から収集できない製品が含まれる場合は、当該製品の構成情報の取得を行うこと。

イ 受注者は、現況確認の結果、情報資産管理データと情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、運用実施要領に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。

ウ 受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査の上担当部署に報告すること。

エ 受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなつた場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査の上担当部署に報告すること。

#### (8) 更新データ搭載

本システムには、要件定義書に示す各種データを搭載されており、各データは、表2に示す頻度で更新データの搭載を行うことを予定している。

更新データの搭載に当たっては、環境、ツール、段取り等を記載した搭載計画書及び情報システムのデータ構造、保有・管理するデータの標準的・例外的な変換方法、搭載要領を記載した搭載手順書を作成し、農林水産省の承認を受けること。上記手順書に従い、データを変換(タイルキヤッシュ化)・搭載した後は、例外データ等についても確認を行い、データの信頼性の確保を図ること。なお、更新データは Bastion 経由で搭載すること。

そのほか、API 接続により背景表示させている微地形表現図(CS 立体図)について、最新の情報が閲覧できるよう更新すること。

表2 データ更新頻度・時期等

データ種類	ファイル形式	更新頻度・時期
GIS データ (地図修正業務成果品・ 森林管理局直営修正分)	SHP ファイル	年1回、年度末(2~3 月頃)
台帳データ	CSV ファイル	年度当初(4 月頃)に全データを更新 月次で差分データを更新

画像等データ (衛星画像・森林基本図・ 微地形表現図(CS 立体 図))	TIFF・JPEG 等	衛星画像については、年1回全国分を更 新  森林基本図については、年1回、年度末 (2-3 月頃)に全体の約2割を更新  微地形表現図(CS 立体図)については、 年1回、年度末(2-3 月頃)に新規作成分 を搭載
---	-------------	---

#### (9) 講習会の実施

本システムの活用方法及び本システム含む各種ソフトを活用した実践的な GIS 利活用定着のための講習会を実施すること。講習会は、森林管理局等の職員を対象とする。

今年度の講習会は、新たな国有林 GIS の一般的な操作等についての講習会と、新たな国有林 GIS の業務利用上の課題の解決や各種ソフトを活用した実践的な GIS 利活用についての実習を実施する事を想定している。

##### ア 講習会(新たな国有林 GIS の一般的な操作講習)

- ① 場所:web 形式
- ② 時期・期間:実施時期は1(6)作業スケジュールに示す時期に計3回行う。講習 1 回あたりの所要時間は4時間以内とする。
- ③ 受講者:1回当たり 70~120 名程度
- ④ 講師:2~3名程度
- ⑤ 講習会資料:令和7年度業務で作成した講習会資料を参考にすること。

##### イ 講習会(実践的な操作実習)

- ① 場所:web 形式
- ② 時期・期間:実施時期は1(6)作業スケジュールに示す時期に計3回行う。講習 1 回あたりの所要時間は4時間以内とする。
- ③ 受講者:1回当たり 15 名程度、なお、受講者以外の傍聴参加を認める。
- ④ 講師:3名程度
- ⑤ 講習会資料:令和7年度業務で作成した講習会資料を参考に、担当部署と調整して作成すること。また、ハンズオンの時間を設け、講義時間中の課題や質問等へのフォローアップ資料を作成すること。
- ⑥ WebGIS である高度化システムでは実装していない機能については、その他ソフトウェア(QGIS 等)も用いて実習を行うこと。

##### ウ その他

- ① 講習会の実施に当たっては、担当部署及び実施場所の担当者と十分な打ち合わせを行ふこと。また、実施期間中にその他の業務に支障がないように行ふこと。
- ② 研修場所への移動に係る交通費等は受注者が負担すること。また、必要な機材

(受講者操作端末及びプロジェクト等は除く。)及び研修等資料を受注者が作成・印刷し用意すること。

- ③ 講習会の終了後は、速やかに実施結果を担当部署に報告すること。
- ④ 受講者に講義内容についてのアンケートを実施し、講義内容の向上を図ること
- ⑤ ア及びイの講習会は録画し、録画データ(休憩時間等の無音部分の削除等の最低限の編集をしたもの。)を担当部署に提出すること。

#### (10)改善提案

- ア 受注者は、年度末までに年間の運用・保守作業実績を取りまとめるとともに、必要に応じて、運用・保守作業計画及び運用・保守実施要領等に対する改善提案を行うこと。
- イ 受注者は、農林水産省と協力の上、農林水産省等の関係者から意見を徴収し、本事業の事務の効率化を推進するとともに、内容やその他改善すべき内容をシステムに反映させること。
- ウ 改善提案に当たっては、パブリッククラウドの運用体制において、マネージドサービスプロバイダーが提供している共有型のクラウド運用・保守サービスの活用についても検討し整理することとする。検討した結果、MSP サービスの活用を運用・保守計画に組み込めた場合は、実際にサービス等の活用を開始すること。
- エ また、上記の改善提案に当たっては、クラウドサービスプロバイダーが提供するベストプラクティス準拠状況を定期的に調査(Azure の場合、Azure Advisor)し、検出項目の対応可否を検討し、担当部署の承認の上、対応すること。クラウド構成のベストプラクティス(Azure の場合、Microsoft Azure Well-Architected Framework のすべての柱を活用し、年に 1 度システムが適切に運用されているかチェックし、次年度の改善点を整理すること。
- オ 受注者は、クラウドサービスの利用実績について、利用明細書の写し及び月額の運用サービスの費用実績(MSP サービスを利用した場合)を一覧表にとりまとめ、半年分と 1 年分を年に 2 回担当部署に提出すること。また、担当部署の求めに応じ、クラウドサービスを含めた情報システムの構成を適切に見直すための資料(Azure Cost Management 等の出力結果)を提出すること。  
運用サービスの共通化とは、以下の取組とする。
  - ①受注者が自社で MSP サービスを提供している企業の場合はそれを利用すること。
  - ②受注者が自社で MSP サービスを提供していない企業は、運用品質の均一化と不要なコストを削減するために
    - i)外部企業が提供する MSP サービスを利用すること、又は
    - ii)複数の運用案件を受注することで、自社内で運用サービス(サービスデスク、監視サービス等)の Shared service(シェアードサービス)に取り組み、費用を遙減する

こと。

- カ クラウド利用料について、提出した実績を踏まえ、当該年度の9月末までに次年度の利用内容及び契約予定額を担当部署と協議する。また、クラウド利用料等の実績より、クラウドサービスの稼働状況やコストの遷移から、見積の作成、不要リソースの削除検討を行うものとする。
- キ 改善提案を作成したら担当部署ならびにPMO／MAFF クラウド CoE に報告すること。

#### (11)引継ぎ

- ア 受注者は、本契約の終了後に他の運用・保守事業者が本情報システムの運用・保守を受注した場合には、次期運用・保守事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと。
- イ 受注者は、次年度の運用・保守事業者に対し、システムの運用等を行うクラウド環境を原則としてそのまま引継ぐこと。そのため、引継ぎに際しては、必要に応じて次年度の運用・保守事業者との間で書面による契約等を行い、管理者権限の引き渡し等、クラウド環境の引継ぎを適切に行うこと。
- ウ 受注者は、担当部署が本システムの更改を行う際には、次期の情報システムにおける要件定義支援事業者及び設計・開発事業者等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力をすること。

#### (12)定例会等の実施

- ア 受注者は、定例会を原則毎月1回開催するとともに、業務の進捗状況を作業実施要領に基づき報告すること。
- イ 担当部署から要請があった場合、又は、受注者が必要と判断した場合、必要資料を作成の上、定例会とは別に会議を開催すること。
- ウ 受注者は、会議終了後、3日以内(行政機関の休日(行政機関の休日にに関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。)を除く。)に議事録を作成し、担当部署の承認を得ること。
- エ 定例会、会議及び打合せは、担当部署が認める場合には、ウェブ会議や書面開催によることができるものとする。

#### (13)契約金額内訳及び情報資産管理標準シートの提出

- ア 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2025年5月27日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートを提出すること。
- イ 受注者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。なお、人件費については人件費単価ごとに工数を

提示すること。再委託先がある場合は再委託先の法人番号と再委託金額を提示すること。最大何次請負、再委託総額、累計契約額(前年度まで)、年度契約金額を提示すること。

ウ 受注者は、標準ガイドライン「別紙2 情報システムの経費区分」に基づき区分等した契約金額の内訳が記載されたエクセルの電子データを契約締結後速やかに提出すること。なお、人件費については人件費単価ごとに工数を提示すること。再委託先がある場合は再委託先の法人番号と再委託金額を提示すること。

最大何次請負、再委託総額、累計契約額(前年度まで)、年度契約金額を提示すること。

エ 受注者は、農林水産省が定める時期に、情報資産管理標準シートを提出すること。

オ 受注者は、標準ガイドライン「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業」に基づき担当部署から情報資産管理標準シートの作成を依頼された場合、次に掲げる事項について記載した様式について、担当部署が定める時期に、提出すること。

(ア) ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等

(イ) ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称(エディションを含む。)、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等

(ウ) 回線の管理

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等

(エ) 外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等

(オ) 施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等

(カ) 公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS名、有効期限等

(キ) 取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

(ク) 情報セキュリティ要件の管理

## 情報システムの情報セキュリティ要件

### (ケ) 指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべきKPI名、KPIの分類、計画値等の案

### (コ) 各データの変更管理

情報システムの運用及び保守において、上記各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目

### (サ) 作業実績等の管理

情報システムの運用及び保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由

### (シ) スケジュールや工数の管理

スケジュールや工数等の計画値及び実績値

## (14) 成果物の作成

### ア 成果物名

本業務の成果物を以下に示す。成果物については、運用・保守作業計画書で計画した時期に担当部署の承認を得ること。

表3 成果物一覧

No.	成果物名	提出方法	提出期限
1	運用・保守作業計画書(案)	紙及び電子媒体	契約締結後14日以内
2	運用・保守実施要領(案)	紙及び電子媒体	契約締結後14以内
3	農林水産省をエンドユーザーとして登録していることを証明する書面	電子媒体	事業完了時
4	搭載計画書及び更新データ搭載手順書	紙及び電子媒体	事業完了時
5	更新データ搭載による更新データー式	電子媒体	事業完了時
6	設計書(更新があった場合)	電子媒体	事業完了時
7	テスト計画書(更新があった場合)	電子媒体	事業完了時
8	テスト結果報告書(更新があった場合)	電子媒体	事業完了時
9	GIS プログラムー式(ソースコード含む)(更新があった場合)	電子媒体	事業完了時
10	クラウドのデータバックアップー式が保管されているカタログ情報(環境の再構築が可能なもの)	電子媒体	事業完了時
11	年間運用・保守作業実績	紙及び電子媒体	事業完了時

12	サービスデスク対応表、FAQ	紙及び電子媒体	事業完了時
13	改善提案	紙及び電子媒体	担当部署の指示による (2回に分けて提出すること)
14	定例会報告書	紙及び電子媒体	定例会3開庁日前まで 紙媒体は事業完了時
15	運用・保守作業報告書	紙及び電子媒体	定例会の3開庁日前まで 紙媒体は事業完了時
16	障害対応報告書及び原因分析結果報告書	紙及び電子媒体	定例会の3開庁日前まで 紙媒体は事業完了時
17	議事録	紙及び電子媒体	定例会及び会議後3開庁日以内 紙媒体は事業完了時紙媒体は事業完了時
18	クラウドサービスの利用実績	電子媒体	担当部署の指示による
19	クラウドサービスの機能を利用したソフトウェア情報等の出力結果	電子媒体	担当部署の指示による
20	講習会資料	紙及び電子媒体	講習会開催2週間前まで
21	講習会動画	電子媒体	担当部署の指示による
22	要件定義書の改定案	電子媒体	担当部署の指示による
23	契約金額内訳	電子媒体	担当部署の指示による

24	情報資産管理標準シート	電子媒体	担当部署の指示による
25	引継ぎ資料	紙及び電子媒体	事業完了時
26	(システム構成に変更があった場合) パラメータシート	電子媒体	担当部署の指示による
27	(システム構成に変更があった場合) 農林水産省クラウド利用ガイドライン別紙1_共通機能_利用申請書 システム構成図 IaCで構築した際に作成された定義ファイル (Azureの場合は、Azure Resource Manager) パッチ適用設定ファイル (Azureの場合は、Azure Automation Update Management) クラウドのセキュリティ実施対応状況(例 Azureの場合、Defender CSPMまたは Defender for Containersによるコンテナスキャン結果等、システム構成に合わせて必要なファイルを納品すること。)	電子媒体	担当部署の指示による
28	クラウド環境一式(管理者権限等のアカウント情報を含むこと。なお、アカウント情報については、必要な情報を記載した「アカウント情報一覧」を準備した上で、担当部署が指定する方法で納品すること。)	電子媒体	担当部署の指示による

#### イ 成果物の納品方法

- ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国内においても英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
- ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方(令和4年1月11日内閣官房長官通知)」を参考にすること。
- ・ 情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格(JIS)の規定を参考にすること。
- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体により作成し、農林水産省から特別に示す場合を除き、原則紙媒体は正1部・副1部、電磁的記録媒体は2部を納品すること。

- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格 A 列4番とするが、必要に応じて日本産業規格 A 列3番を使用すること。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Office 又は PDF のファイル形式で作成し、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。
- ・ 納品後、農林水産省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。
- ・ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。
- ・ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報(対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日)を記載したラベルを貼り付けること。
- ・ 電磁的記録媒体により納品する場合は、強制暗号化機能のない電磁的記録媒体を使用すること。

#### ウ 成果物の納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、担当部署が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

林野庁国有林野部経営企画課

### 5 作業の実施体制・方法

#### (1) 作業実施体制

本業務の推進体制及び本業務受注者に求める作業実施体制は次の図のとおりである。本業務の遂行に当たっては、一貫した品質保証体制を構築することで機密情報の窃盗等を防ぐため、情報管理責任者を明確に定め、責任者の所属、氏名等を記載した作業体制図を提出すること。なお、受注者内の人員構成については想定であり、受注者決定後に協議の上、見直しを行う。また、受注者の情報セキュリティ対策の管理体制については、作業実施体制とは別に作成すること。



**図5 本業務の体制図及び組織等の役割**

## (2) 作業要員に求める資格等の要件

受注者は、本業務の遂行責任者及び担当者等の役割に応じて次に示すスキル・経験を持つ人員を充て、プロジェクト全体として、④から⑤まで1つ以上満たすとともに、⑥及び⑦の合計3つ以上全ての要件を満たす作業実施体制とすること。体制は不測の事態への対応を含めたものとすること。

なお、本業務では、国有林野事業ならびに GIS 及びクラウドコンピューティングを含む情報技術に係る分野を取り扱うため、受注者はそれらに精通して遂行する必要があることから、①～③の実績、資格を有する人員を配置することが望ましい。

- ① 全国規模の国有林野事業に係る業務を担当した実績があること
- ② 全国規模の WEBGIS の運用あるいは保守に係る業務を担当した実績があること
- ③ 文部科学省認定「技術士(森林部門又は総合技術監理部門(森林を選択科目とする者))」資格
- ④ 文部科学省認定「技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))」資格、経済産業省認定「システムアーキテクト」又は経済産業省認定「IT ストラテジスト」
- ⑤ 経済産業省認定「プロジェクトマネージャ」資格、「IT サービスマネージャ」資格、「システム監査技術者」資格又は一般社団法人 PMI 日本支部「プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル(PMP®)
- ⑥ 経済産業省認定「情報処理安全確保支援士」(旧:情報セキュリティスペシャリスト) 資格
- ⑦ 運用・保守を行う担当者には、以下の資格の何れかを有する者を1名以上配置すること。

Azure Solutions Architect Expert / Azure Administrator Associate

資格を有する人材を配置できない場合は、クラウド事業者の Solutions Architect(プリセールス SE)やクラウド事業者の Professional Services などの外部人材の支援を仰ぎ、その助言を真摯に受け止め実施すること。

また、担当部署の職員と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、良好な関係が保てるること。また、本業務を行う担当者は、業務を効率的、効果的に推進するために求められる以下の業務遂行能力を有すること。

- (ア) 情報や意見を的確に交換できるコミュニケーション能力
- (イ) 課題・改善点を識別し、改善する能力
- (ウ) 担当する職務に応じた技術力(GIS ならびに Azure のスキル)

### (3) 作業場所

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。また、必要に応じて担当職員が現地確認を実施することができるものとする。

### (4) 作業の管理に関する要領

受注者は、担当部署が定める運用・保守実施要領に基づき、運用・保守業務に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策を行うこと。

## 6 作業の実施に当たっての遵守事項

### (1) 機密保持、資料の取扱い

- ア 担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年3月31日農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)、「農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令」等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。なお、「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受注者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。
- イ 本業務に係る情報セキュリティ要件は次のとおりである。
- (ア) 委託した業務以外の目的で利用しないこと。
  - (イ) 業務上知り得た情報について第三者への開示や漏えいをしないこと。
  - (ウ) 持出しを禁止すること。
  - (エ) 受注事業者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する義務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。
  - (オ) 業務の履行中に受け取った情報の管理、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
  - (カ) 適切な措置が講じられていることを確認するため、遵守状況の報告を求めることや、必要に応じて発注者による実地調査が実施できること。
  - (キ) 生成AIシステム特有のリスクケース等が発生した場合、受注者は関係するデータの提供や調査等に協力すること。
  - (ク) 本業務の開発・運用において、ソースコード解析やソースコード生成、ソースコードの管理を行う際には、セキュリティ・バイ・デザイン(DS-200)を元に、情報セキュリティ対策の責任者を定め、開発環境や開発工程等も含めたすべてのライフサイクルに対してぬけ漏れなく情報セキュリティ対策を実行すること。
- ウ 上記以外に、別紙2「情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様」に基づき、作業を行うこと。

### (2) 個人情報の取扱い

- ア 個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について農林水産省と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

- (ア) 個人情報の取扱いに関する責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報の取扱いに関する責任者等の管理体制
  - (イ) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)
- イ 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、農林水産省の了承を得たうえで実施すること。
  - ウ 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。
  - エ 受注者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。
  - オ 受注者は、農林水産省からの指示に基づき、個人情報の取扱いに関して原則として年1回以上の実地検査を受け入れること。なお、やむを得ない理由により実地検査の受け入れが困難である場合は、書面検査を受け入れること。また、個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は、受注者(必要に応じ農林水産省)は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査を行うこととし、やむを得ない理由により実地検査の実施が困難である場合は、書面検査を行うこと。
  - カ 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

### (3) 法令等の遵守

#### ア 関係法令の遵守

本業務の遂行に当たっては、民法(明治 29 年法律第 89 号)、刑法(明治 40 年法律第 45 号)、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)等の関係法令を遵守し履行すること。

#### イ 環境関係法令の遵守

受注者は、役務(委託事業を含む)の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

##### (ア) エネルギーの節減

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律  
(昭和 54 年法律第 49 号) 等

##### (イ) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
  - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
  - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）
  - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律  
(平成 7 年法律第 112 号)
  - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和 3 年法律第 60 号) 等
- (ウ)環境関係法令の遵守等
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和 4 年法律第 37 号)
  - ・労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
  - ・環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
  - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律  
(平成 19 年法律第 56 号)
  - ・土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号)
  - ・森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 等

#### (4) 環境負荷低減に係る遵守事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。
- オ みどりの食料システム戦略の理解に努める。

#### (5) 標準ガイドラインの遵守

本業務の遂行に当たっては、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」のうち標準ガイドライン(政府情報システムの整備及び管理に関するルールとして順守する内容を定めたドキ

ュメント)に該当する以下の①から⑥に基づくこと。また、具体的な作業内容及び手順等については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書」を参考とすること。なお、デジタル社会推進標準ガイドライン群が改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

- ① DS-100 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- ② DS-310 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な 利用に係る基  
本方針
- ③ DS-500 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドラ  
イン
- ④ DS-900 Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン
- ⑤ DS-910 安全保障等の機微な情報等に係る政府情報システムの取扱い
- ⑥ DS-920 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン

(6) その他文書、標準への準拠

ア プロジェクト計画書等

本業務の遂行に当たっては、担当部署が定めるプロジェクト計画書との整合を確保  
して行うこと。

イ プロジェクト標準

保守に当たっては、「国有林野地理情報高度化システム コーディング規約」に準拠  
して作業を行うこと。

ウ アプリケーション・コンテンツの作成規程

- (ア) 提供するアプリケーション・コンテンツに不正プログラムを含めないこと。
- (イ) 提供するアプリケーションにせい弱性を含めないこと。
- (ウ) 実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない限り、実行プログ  
ラムの形式でコンテンツを提供しないこと。
- (エ) 電子証明書を利用するなど、提供するアプリケーション・コンテンツの改ざん等が  
なく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをアプリケーシ  
ョン・コンテンツの提供先に与えること。
- (オ) 提供するアプリケーション・コンテンツの利用時に、せい弱性が存在するバージョ  
ンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下さ  
せる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないよう、アプリ  
ケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。
- (カ) サービス利用に当たって必須ではない、サービス利用者その他の者に関する情  
報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がアプリケーション・コ  
ンテンツに組み込まれることがないよう開発すること。
- (キ) 「.go.jp」で終わるドメインを使用してアプリケーション・コンテンツを提供すること。  
なお、ドメインを新規に導入する場合又はドメインを変更等する場合は、担当部署

から農林水産省ドメイン管理マニュアルの説明を受けるとともに、それに基づき必要な作業を行うこと。

(ク) 詳細については、担当部署から「アプリケーション・コンテンツの作成及び提供に関する規程」の説明を受けるとともに、それに基づきアプリケーション・コンテンツの作成及び提供を行うこと。

エ 本業務の遂行に当たっては、「農林水産省クラウド利用ガイドライン」に基づくこと。また、具体的な作業内容及び手順等については、「農林水産省クラウド利用ガイドラインの関係資料」を参考とすること。なお、農林水産省クラウド利用ガイドラインが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

オ 本業務の遂行に当たっては、「農林水産省データマネジメント・データ活用基本方針書(令和5年10月)」に基づくこと。

カ 本業務の遂行に当たっては、生成AIを活用する場合、「デジタル社会推進標準ガイドライン DS-920 行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン 別紙3調達チェックシート」の基本項目を満たすこと。行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドラインが改定された場合は、最新のものを参照し、その内容に従うこと。

#### (7) クラウドサービス利用時の情報システムの保護に関する事項

ア 情報システム、情報システムで取り扱うデータ等の情報資産の所有権その他の権利がクラウドサービスプロバイダーに帰属せず、また、発注者からクラウドサービスプロバイダーに移転されるものでないこと。

イ 農林水産省の情報システムにおけるクラウドサービスの契約は、農林水産省とカスター向け契約ならびにマイクロソフトクラウド契約(MCA)を締結すること。

ウ クラウドサービスの利用にあたり、情報資産が漏えいする事がないよう、必要な措置を講じること。

エ 現在利用しているクラウドサービスの解約に伴うデータの削除については、クラウドサービスプロバイダーが定めるデータ消去の方法で、データ削除し、削除したことを証明する資料を提出すること。なお、クラウドサービスの契約を移管する場合は当たらない。

#### (8) 情報システム監査

ア 本調達において整備又は管理を行う情報システムに伴うリスクとその対応状況を客観的に評価するために、農林水産省が情報システム監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省が定めた実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報システム監査を受注者は受け入れること。(農林水産省が別途選定した事業者による監査を含む)。

イ 情報システム監査で問題点の指摘又は改善案の提示を受けた場合には、対応案を担当部署と協議し、指示された期間までに是正を図ること。

## (9) セキュリティ要件

情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアルに基づき、以下の内容について対応すること。

### ア AT-1-1 通信経路の分離

- ・不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。

### イ AT-1-2 不正通信の遮断

- ・通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。

### ウ AT-1-3 通信のなりすまし防止

- ・情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。

### エ AT-1-4 サービス不能化の防止

- ・サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。

### オ AT-2-1 不正プログラムの感染防止

- ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。

### カ UP-1-1 情報セキュリティ水準低下の防止

- ・情報システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上でアプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。

### キ UP-2-1 プライバシー保護

- ・情報システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三者に送信されないようにすること。

### ク AT-3-1 構築時の脆弱性対策

- ・情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

### ケ AT-3-2 運用時の脆弱性対策

- ・運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施する機能を備えるとともに、情報システム全体の更新漏れを防止する機能を備えること。

### コ SC-1-1 委託先において不正プログラム等が組み込まれることへの対策

- ・情報システムの構築において、林野庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が

を行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、林野庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

## 7 成果物の取扱いに関する事項

### (1) 知的財産権の帰属

- ア 本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書等にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。
- イ 受注者又は第三者に帰属する知的財産権を用いて成果物を作成(情報システムの構築等を含む。)する場合、当該知的財産権の利用における制約等を担当部署に説明するとともに、WEB サイトのコンテンツ利用規約にその内容を記載する等によりシステム利用者が意図せず知的財産権を侵害することがないよう、必要な措置を講じること。
- ウ 農林水産省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること(以下「複製等」という。)ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- エ 本調達に係る成果物の権利(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)及び所有権は、検収に合格した成果物の引渡しを受けたとき受注者から農林水産省に移転するものとする。
- オ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物等」という。)が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因

が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- カ 受注者は農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- キ 受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- ク 生成 AI を活用したシステムを構築・運用する場合、生成 AI で作成したアウトプットや本業務で作成した生成 AI 向けの指示文については、農林水産省に権利が帰属するものとする。

## (2) 契約不適合責任

- ア 農林水産省は検収（「検査」と同義。以下同じ。）完了後、成果物について調達仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、受注者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができる。この場合において、受注者は、当該追完を行うものとする。ただし、農林水産省が追完の方法を指定して追完を請求した場合であって、農林水産省に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は農林水産省が指定した方法と異なる方法による追完を行うことができる。
- イ 前記アの場合において、追完の請求にも関わらず相当の期間内に追完がなされないときは、農林水産省は、その不適合の程度に応じて支払うべき金額の減額を請求することができる。
- ウ 前項イの規定にかかわらず、次に掲げる場合には、農林水産省は、相当の期間の経過を待つことなく、直ちに支払うべき金額の減額を請求することができる。
  - (ア)追完が不能であるとき。
    - (イ)受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
    - (ウ)特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本調達の目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。
    - (エ)(ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、農林水産省が追完の請求をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
  - エ 農林水産省は、当該契約不適合（受注者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受注者に対して損害賠償を請求することができる。
  - オ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合であって、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、農林水産省は本契約の全部又は一部を解除す

ることができる。

- カ 前記アからオまでの規定にかかわらず、成果物の種類又は品質に関して契約不適合がある場合であって、農林水産省が検収完了1年以内に当該契約不適合について通知しないときは、農林水産省は、本仕様書に定める契約不適合責任に係る請求をすることができない。ただし、検収完了時において受注者が当該契約不適合を知り、若しくは重過失により知らなかったとき、又は当該契約不適合が受注者の故意若しくは重過失に起因するときはこの限りでない。
- キ 前記アからオまでの規定にかかわらず、契約不適合が農林水産省の提供した資料等又は農林水産省の与えた指示によって生じたときは適用しないこと。ただし、受注者がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかつたときはこの限りでない。

### (3) 検収

- ア 本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに農林水産省に内容の説明を実施して検収を受けること。
- イ 検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について農林水産省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

## 8 入札参加資格に関する事項

### (1) 競争参加資格

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 入札参加に係る提出書類の提出期限の日から、開札の時までの間において、林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 公告日において令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」又は「B」の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。

### (2) 公的な資格や認証等の取得

- ア 入札参加者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
  - (ア) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」(登録活動範囲が情報処理に関するものであること。)の認定を、業務を遂行する組織が有しており、認証が有効であること。

- (イ) 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等を提示すること。)。
- イ 入札参加者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- (ア) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有しており、認証が有効であること。
- (イ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (ウ) 個人情報を扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。

### (3) 受注実績等

以下のうちウ、エについては入札参加に必須ではないが、国有林野事業と深く関係する業務であることや、当システムが ArcGIS 製品をベースとした GIS システムであることを踏まえ、評価点として加算するので、該当がある場合は提示すること。

- ア 入札参加者は、本システムで利用中のパブリッククラウドを利用した 500 名以上の職員が利用する業務支援システムの運用・保守実績を過去3年以内に有すること。
- イ 入札参加者は以下の1)又は2)のいずれかの条件を満たすこと。
- 1)クラウドサービスプロバイダーから代理店の認定を受け、かつ Licensing Solution Partner (LSP)の登録を受けていること。  
加えて、本案件の関係者が、日本国内のクラウドサービスプロバイダーから日本語で契約や技術に関するサポートを受けられる商流であること。
- 2)国内企業のディストリビュータ経由でクラウドサービスの再販が可能であること。
- ウ 入札参加者は、森林・林業その他一次産業分野または都市計画等の分野で、地理情報を含む情報システムの運用・保守実績を過去5年以内に有すること。
- エ 入札参加者は、システムで使用している GIS ソフトウェア製品の開発業者もしくは代理店の示す、アプリケーションパートナーであること。

### (4) 作業実施体制予定図

本業務を実施するにあたり、想定する作業実施体制図を提出すること。この体制図を作成するにあつては、5(2)に示す作業要員に求める資格等の要件をどのように確保するかを、明確に示すこと。当該要件に未定箇所を含む場合は、受注後速やかに未定箇所を解消し、その旨を発注者に報告すること。

#### (5) 複数事業者による共同入札

- ア 複数の事業者が共同入札する場合、その中から全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同入札の代表者を定めるとともに、本代表者が本調達に対する入札を行うこと。
- イ 共同入札を構成する事業者間においては、その結成、運営等について協定を締結し、業務の遂行に当たっては、代表者を中心に、各事業者が協力して行うこと。事業者間の調整事項、トラブル等の発生に際しては、その当事者となる当該事業者間で解決すること。また、解散後の契約不適合責任に関しても協定の内容に含めること。
- ウ 共同入札を構成する全ての事業者は、本入札への単独提案又は他の共同入札への参加を行っていないこと。
- エ 共同事業体の代表者は、品質マネジメントシステム及び情報セキュリティに係る要件について満たすこと。その他の入札参加要件については、共同事業体を構成する事業者のいずれかにおいて満たすこと。

#### (6) 入札制限

- ア 本業務を直接担当する農林水産省 IT アドバイザー(デジタル統括アドバイザーに相当)、農林水産省全体管理組織(PMO)支援スタッフ及び農林水産省最高情報セキュリティアドバイザーが、その現に属する事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先等緊密な利害関係を有する事業者は、本書に係る業務に関して入札に参加できないものとする。

### 9 再委託に関する事項

#### (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。また、再委託できる業務は、原則として契約金額に占める再委託金額の割合が 50 パーセント以内の業務とする。
- イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。
- ウ 受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。
- エ 再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。
- オ 再委託を行う場合、再委託先が「8(6)入札制限」に示す要件を満たすこと。

## (2) 承認手続

- ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を農林水産省に提出し、あらかじめ承認を得ること。
- イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を農林水産省に提出し、承認を得ること。
- ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

## (3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、農林水産省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

## 10 その他特記事項

### (1) 前提条件等

- ア 本調達仕様書と契約書の内容に齟齬が生じた場合には、本調達仕様書の内容が優先する。
- イ 本業務に関する契約の締結は、令和8年度の予算成立を条件とする。令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立していない場合には契約締結の中止等を行う可能性があり、この場合、農林水産省は、契約締結の中止等に伴ういかなる責任も負担しない。
- ウ 本業務受注後に調達仕様書（別添要件定義書を含む。）の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって農林水産省に申し入れを行うこと。
- エ 本業務に使用する言語（会話によるコミュニケーションを含む。）は日本語、数字は算用数字、単位は原則としてメートル法とすること。
- オ 本仕様書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は任意）により提出すること。質問に対する回答は、林野庁ホームページ及び電子調達システムに掲載し公表することがある。
  - (ア)受領期間 令和7年12月26日から令和8年1月30日まで
  - (イ)提出場所 林野庁国有林野部経営企画課業務革新班（農林水産省北別館8階 ドアNo.北812）
  - (ウ)その他 書面は持参又は郵送により提出するものとする。

- カ MAFF クラウドについて不明点等がある場合は、担当部署及び MAFF クラウド CoE と協議の上、作業を進めること。
- キ MAFF クラウド CoE からクラウドのシステム構成について、改善点の指摘を受けた場合に協議の上、対応を行うこと。また、MAFF クラウド CoE が監査・指導の観点でクラウド環境の確認が必要と判断した際には、要請に基づき、リードオンリーの IAM ユーザーを払い出すこと。

## (2) 入札公告期間中の資料閲覧等

本業務の実施に参考となる過去の類似業務の報告書等に関する資料については、農林水産省内にて閲覧可能とする。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整すること。

### ア 資料閲覧場所

東京都千代田区霞が関 1-2-1 林野庁 国有林野部 経営企画課 業務革新班(北別館8階ドア番号北 812)

### イ 閲覧期間及び時間

(ア) 令和8年1月7日から令和8年2月 13 日まで

(イ) 行政機関の休日を除く日の 10 時から 17 時まで。(12 時から 13 時を除く。)

### ウ 閲覧手続

最大3名まで。入札希望者の商号、連絡先、閲覧希望者氏名を別紙4「閲覧申込書」に記載の上、閲覧希望日の3日前までに提出すること。また、閲覧日当日までに別紙5「守秘義務に関する誓約書」に記載の上、提出すること。

### エ 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、提案書の作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えいしないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。なお、MAFF クラウドを利用する場合は、資料閲覧時に守秘義務に関する誓約書を提出した事業者に、以下のカの(エ)の資料についてデータで提供することは可能であるため、必要に応じて申し出ること。

### オ 連絡先

林野庁 国有林野部 経営企画課 業務革新班 電話 03-3502-6008

### カ 事業者が閲覧できる資料

閲覧に供する資料の例を次に示す。

(ア) プロジェクト計画書

(イ) 遵守すべき各府省独自の規定類

　a 農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則

　b 農林水産省における個人情報の適正な取扱いのための措置に関する訓令

(ウ) 過年度業務における成果物

(エ) 農林水産省クラウド利用ガイドライン及び関係資料

11 附属文書

- (1) 別紙1 要件定義書
- (2) 別紙2 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様
- (3) 別紙3 環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書様式
- (4) 別紙4 閲覧申込書
- (5) 別紙5 守秘義務に関する誓約書

以 上

**国有林野地理情報高度化システム  
要件定義書（運用・保守）**

**農林水産省**

# 目次

第1 本書の位置付け .....	2
第2 業務要件.....	2
1 業務実施手順 .....	3
2 規模.....	4
3 時期・時間.....	5
4 場所等.....	5
5 管理すべき指標 .....	5
6 情報システム化の範囲 .....	5
7 業務の継続の方針等.....	5
8 情報セキュリティ.....	5
9 情報システム稼働環境に関する事項 .....	5
(1) ネットワーク構成 .....	6
(2) サーバの想定環境.....	6
(3) ソフトウェア要件 .....	7
(4) 利用環境等の概要.....	8
第3 機能要件の定義 .....	9
(1) GIS データ.....	10
(2) 台帳データ.....	10
(3) 画像その他のデータ.....	11
第4 非機能要件.....	11

## 第1 本書の位置付け

本書は、「国有林野地理情報高度化システム」(以下「本システム」という。)の運用・保守に際し、システム要件(システム用途、対象ユーザ、ハードウェア・ソフトウェア要件、機能要件、性能要件等)、データ仕様及び運用に関する要件等を定義したものである。

## 第2 業務要件

本システムは、地図データと台帳データを関連付け、特定の条件(樹種、林齢等)を満たす区域の抽出・表示及び抽出した属性データの加工、地図上での写真等の各種情報の管理などをを行うことで、国有林の管理経営の効率化を図るための GIS である。

本システムは、林野庁が保有する森林情報(地図データ、台帳データ)をデータベース上で一元管理し、林野庁の本庁、森林管理局、森林管理署、森林事務所の全職員が必要に応じていつでも参照、利用できるサービスを提供する。

また、情報をクラウドで管理することで、全職員が同じ情報を共有することを可能とし、データ相互利用の促進を図る。本システムで管理する地図データ及び台帳データは、一般に広く利用されている形式(SHAPE、CSV 形式等)で整備するものとする。また、本システムは、特に予備知識のない職員においても支障なく利用できるような操作性と業務での利用に支障のない処理速度を備えるものとする。

## 1 業務実施手順

本業務の業務フローについては、以下のとおり。

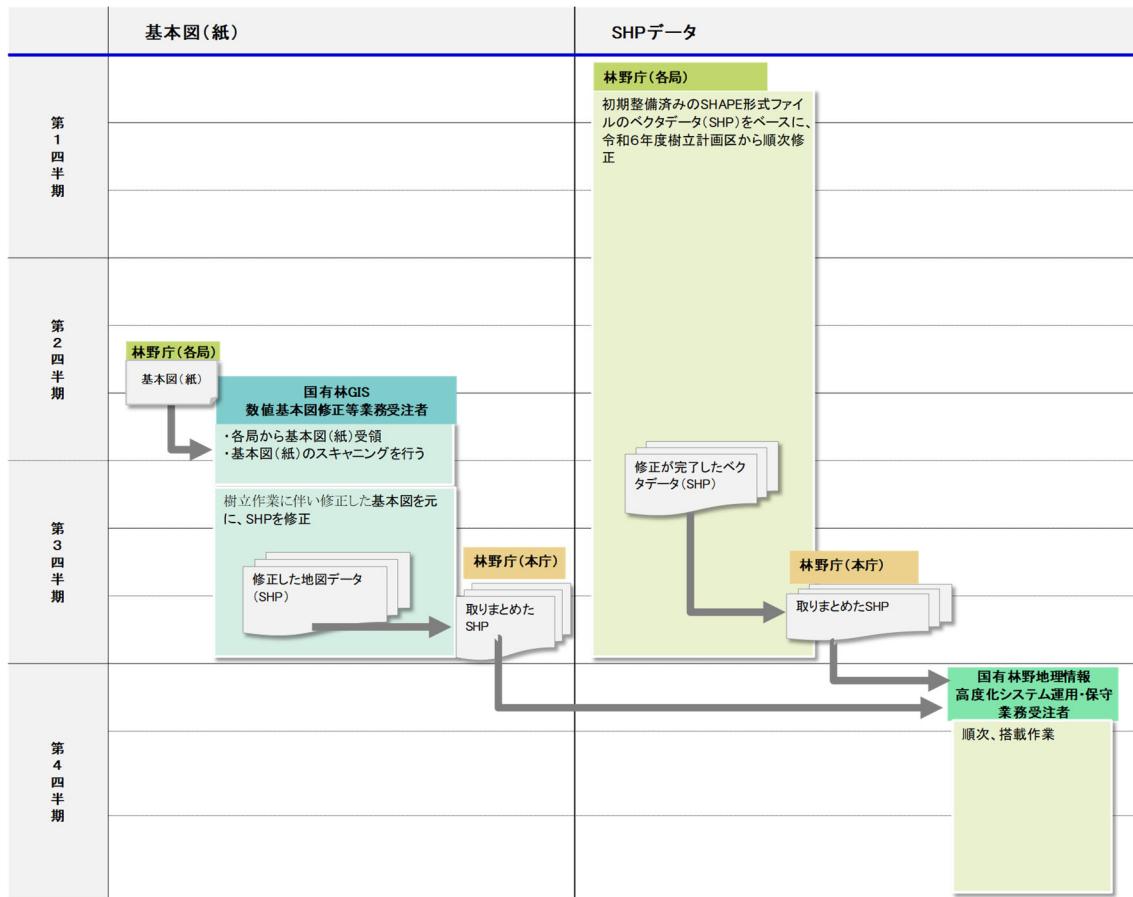


図1 業務フローのイメージ図(地図データ)

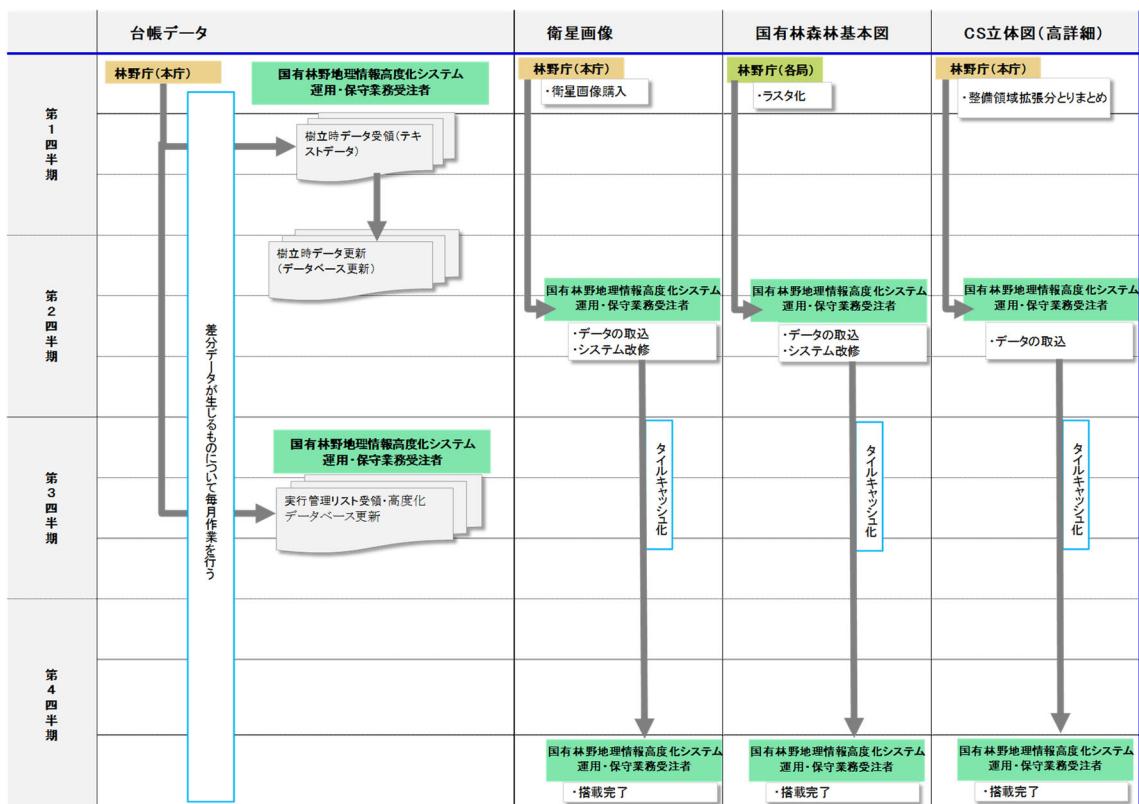


図2 業務フローのイメージ図(台帳データ、画像等データ)

## 2 規模

本業務における情報システムの利用者とその人数の見込み数については、以下のとおり。

また、表1に示す利用者以外に、特定のグループを対象としたユーザIDを発行することがある。

表1 利用拠点及び職員数

区分	組織名	拠点数(箇所) <sup>※1</sup>	主な利用時間帯	職員数(名)
本庁	林野庁国有林野部	1	10時間 (8時15分～18時15分) ※通常、土日祝日は休日のため利用しない	200
	森林技術総合研修所	1		
森林管理局	森林管理局	7		1,100
	センター等	33		
森林管理署	森林管理署	98		3,700
	支署	14		
	森林管理事務所	8		
森林事務所	森林事務所	853		5,000
	治山事業所	55		
合計		1,070		

※ 職員数は概数

### 3 時期・時間

定期的な繁忙期はないが、山地災害等が発生した場合には、閲覧数が急増する可能性がある。

### 4 場所等

本業務の作業場所及び作業に当たり必要となる設備、備品及び消耗品等については、受注者の責任において用意すること。

### 5 管理すべき指標

「第4非機能要件(可用性・継続性)」に記載のある「99.0%(年間許容停止時間 数日)」を毎月集計すること。

### 6 情報システム化の範囲

情報システムを用いて実施する業務の範囲については、「第3－1機能に関する事項」を確認すること。

### 7 業務の継続の方針等

「第4非機能要件(可用性・継続性)」に記載のある要件を満たすこと。

### 8 情報セキュリティ

本要件定義書、調達仕様書を満たすこと。

あわせて、情報システムの構築において、府省庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、府省庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。

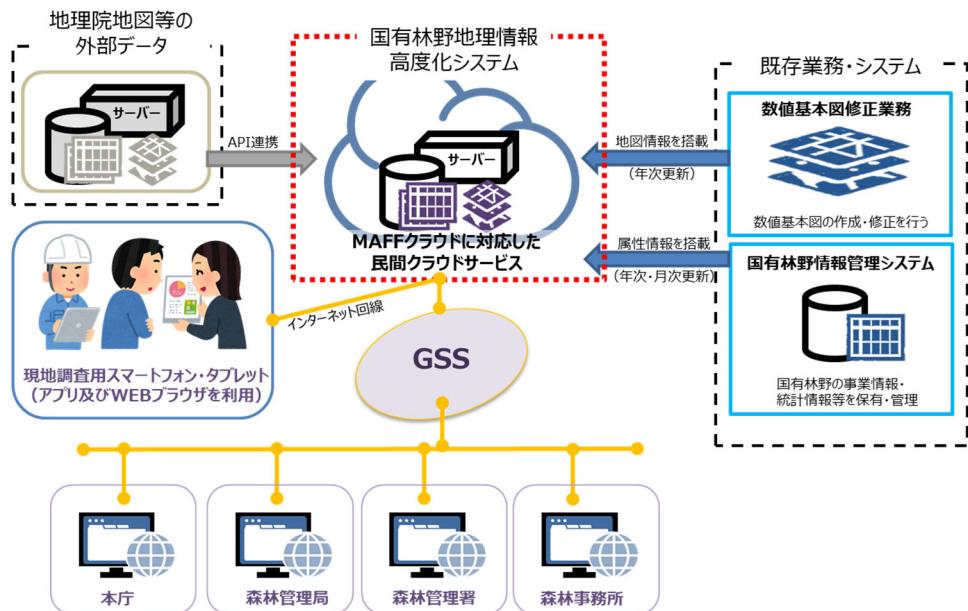
また、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。

### 9 情報システム稼働環境に関する事項

本システムのハードウェアの構成、ソフトウェアの構成、ネットワークの構成、施設・設備要件等について示す。以下に記載の要件の他に本システムを稼働させる上で必要なものがあれば、受注者の負担で全て用意すること。なお、業務要件、機能要件、及び他の非機能要件を満たすことができるのであれば、代替の提案をすることは許容する。

## (1) ネットワーク構成

本システムのネットワーク構成は、以下のとおりである。



注:本システムは MAFF クラウドの Azure で稼働している(図3参照)。

図3 本システムのネットワーク構成

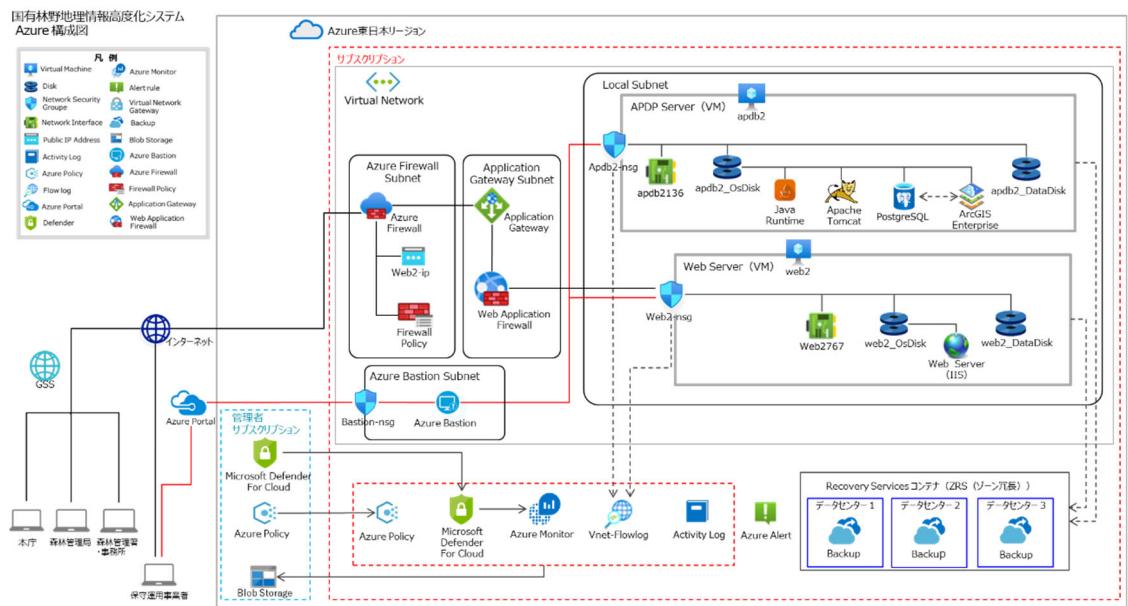


図4 Azure 構成図

## (2) サーバの想定環境

ハードウェア構成を下記に示す。使用するサーバは、機能要件、非機能要件を満たす

CPU 性能、ストレージ、OS を備えていること。搭載する地図データの追加や、システム利用者の増加によるサーバ負荷に対応するため、ハードウェアの増強に対応できる構成とすること。

また、要件定義書「非機能要件」の「バックアップ保存期間」に示した期間、サーバ全体のバックアップデータを保持できるストレージについても別途準備すること。

なお、使用するサーバはクラウドサービスにより調達し、日本国内に配置されていることとし、後述の「(3) ソフトウェア要件」に示すソフトウェアを含むサービスによる調達も可とする（本システムは、要件定義書第 2 の 9(3)に指定するソフトウェアを使用すれば、IaaS・PaaSどちらを選択してもよい。）。

令和2～7年度業務では、クラウドサービス「Azure」上に構築している。

表2 ハードウェア構成

No	サーバ	種別	構成内容
1	WEB サーバ		
		CPU	第 2 世代 Xeon Scalable プロセッサ Intel Xeon Platinum 8272 と同等以上 vCPU(2)
		メモリ	8 GB
		ディスクサイズ	512 GB （ストレージの最適化を図ること）
		備考	仮想サーバ(D2lds v5 シリーズ)
2	APDB サーバ(アプリケーション／データベースサーバ)		
		CPU	AMD EPYC 7452 と同等以上 vCPU(8)
		メモリ	32 GB
		ディスクサイズ	32TB （現行システムの HDD16TB を増設する。ストレージの最適化を図ること）
		備考	仮想サーバ(E8as_v4 シリーズ)

### (3) ソフトウェア要件

ソフトウェア構成を以下に示す。都度、バージョンのアップデート対応を行っているため、詳細なバージョンは資料閲覧で確認すること。

表3 ソフトウェア構成

1	WEB サーバ	OS (仮想環境)	Windows Server 2019
		Web サーバソフトウェア	Internet Information Service(IIS) 10
2	APDB サーバ	OS (仮想環境)	Windows Server 2019
		実行環境	Apache Tomcat 10.1.x
		データベース	PostgreSQL 15.x
		GIS ソフトウェア	ArcGIS Enterprise 10.x ArcGIS Pro ArcGIS Image Server
		JAVA Runtime	OpenJDK15.0.x
		Python	Python

本システムを構成するソフトウェアについて、本業務期間中にソフトウェアのバージョンア

ツプが必要になることが判明した場合は、担当部署が指定するバージョンとともに、  
アプリケーションソフトウェアの改修を実施すること。

#### (4) 利用環境等の概要

ユーザのPC環境の想定は別表1のとおり。ただし、本モデルはタッチパネルを搭載しているが、入力インターフェースはマウスとキーボードによること。

### 第3 機能要件の定義

#### 搭載するデータ

本システムに搭載するデータは以下のとおりである。

**表4 本システムにデータを搭載する森林計画区とデータ量の目安**

森林管理局名	森林計画区数	SHP データ量の目安(GB)
北海道	13	4.29
東北	17	4.15
関東	31	3.70
中部	14	1.44
近畿中国	40	0.99
四国	12	0.51
九州	31	1.40
計	158	16.48

※ 表中のデータ量は台帳データ、画像データ等のデータ量を含まない。

### (1) GIS データ

本システムに搭載する GIS データを、表5に示す。

表 5 国有林野地理情報システムで管理している GIS データ(SHP ファイル)

No	データ名称	データ種類
1	小班区画.shp	ポリゴン
2	林班区画.shp	ポリゴン
3	境界点.shp	ポイント
4	林道.shp	ライン
5	作業道.shp	ライン
6	橋高架部.shp	ライン
7	歩道.shp	ライン
8	トンネル出入口.shp	ライン
9	トンネル通路部.shp	ライン
10	図郭.shp	ポリゴン
11	境界.shp	ライン
12	森林計画区界.shp	ライン
13	管轄区界.shp	ライン
14	索道.shp	ライン
15	送電線.shp	ライン
16	防火線.shp	ライン
17	小班界.shp	ライン
18	林班界.shp	ライン
19	基準点.shp	ポイント
20	建物区画.shp	ポリゴン
21	建物外形線.shp	ライン
22	水涯線.shp	ライン
23	等高線.shp	ライン
24	行政区画界.shp	ライン
25	官行造林.shp	ポリゴン

※GIS データを本システムに搭載するためには、シェープデータの加工が必要となる。

### (2) 台帳データ

本システムに搭載する台帳データを、表6に示す。

これらのデータについては、システム運用を開始した後、担当部署が提供する国有林野情報管理システムからCSV形式で取得した毎月の差分データをもとに変換作業を行い、本システムの搭載データを更新すること。

表 6 国有林野情報管理システムで管理している台帳データ(CSV ファイル)

No	データ名称
1	調査簿
2	樹種別調査簿
3	伐採造林簿
4	伐採樹種別簿
5	造林樹種別簿
6	造林予定簿
7	収穫予定簿
8	林道台帳
9	小班履歴
10	貸付使用等管理台帳
11	分収育林台帳
12	実行管理リスト
13	樹木採取区

### (3) 画像その他のデータ

本システムに搭載する、画像その他のデータを表7に示す。これらのデータについて各最新版のデータを搭載・更新するほか、API 連携により国土地理院の地理院地図(電子国土 Web)、国有林土壤図(森林総研)、シームレス地質図(産総研)、地すべり地形分布図(防災科研)、CS 立体図(森林総研)を背景図データとして搭載すること。

表 7 国有林野地理情報システムで使用している画像等データ

No	データ名称
1	衛星画像
2	国有林森林基本図
3	微地形表現図(CS 立体図)

## 第4 非機能要件

本システムの非機能要件は表9のとおり。

運用・保守に先立ち、クラウドの設定を行う際には、テンプレートを用いたインフラ環境の自動構築(IaC:Infrastructure as Code)で行うことを原則とする。また、以下の各管理においては、クラウドサービスが対応している機能はなるべく利用するなどし、自動化・省力化に努めること。

運用管理、死活監視、稼働状況監視、セキュリティ監視、ジョブ管理、バックアップ管理、ログ管理(送受信ログ等の保存)、ウィルスパターン更新管理、セキュリティパッチ更新管理、依頼作業対応、構成管理、文書管理、アカウント管理、データ管理、障害対応、定例報告

表 8 非機能要件

	要件項目	要件内容
ユーザビリティ・アクセシビリティ	システム利用者	・林野庁職員
	画面の構成	・何をすればよいかが見て直ちにわかるような画面構成とする ・無駄な情報、デザイン及び機能を排し、簡潔でわかりやすい画面とする
	操作のしやすさ わかりやすさ	・無駄な手順を省き、最小限の操作、入力等で利用者が作業できるものとする ・操作の指示、説明、メニュー等には、利用者が正確にその内容を理解できる用語を使用する
システム方式	システムアーキテクチャ	・本システムのシステムアーキテクチャは、WEB サーバ型及び外部サービス利用型とする
	ソフトウェアの活用方針	・利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する
	データセンター	・日本国内に配置されたクラウドサービスにより調達すること ・MAFF クラウドにて選定しているクラウドサービスプロバイダーを利用すること。(2025 年 10 月現在 :Amazon Web Services、Microsoft Azure) ・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (Information system Security Management and Assessment Program: 通称 ISMAP(イスマップ)) のクラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービスの中から調達を行うこと
規模	機器及び設置場所	・クラウドサーバー以外の機器については、仕様書のとおり、クライアント端末を各拠点において各職員が使用する
	データ量	・約 8.0TB 未満 ※キャッシュファイル・バックアップデータを除く
	システム利用者数	・約 5,000 名
性能・拡張性	同時アクセス数	・全体の 5%を想定
	データ量	・搭載データ量は「搭載データ」のとおり

	データ量増大率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年 5 %程度を想定</li> <li>・10 年後のデータ量に対し、十分な容量を有するものとする</li> <li>・データが増大する要因として以下を想定している</li> <li>・職員によるデータの登録・追加</li> <li>・樹立データによるデータ更新</li> <li>・国有林野情報管理システムでの管理データ(小班履歴、造林予定簿、収穫予定簿、林道台帳、貸付仕様等管理台帳、分収育林台帳、実行管理リストなど)の搭載</li> </ul>
	機能増大率	・年 5%程度を想定
	通常時レスポンス順守率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実効 10Mbps 以上の接続回線において、オンライン応答時間が 5 秒以内の遵守率は 90%以上(地図ウィンドウの初期立ち上げ時は 10 秒以内)を遵守すること</li> <li>・複数計画区のデータを読み込んでも極端な動作低下を起こさないこと</li> </ul>
可用性・継続性	冗長化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド上で稼働するサーバやサービスに対しては冗長化などの構成を行うなど、可用性を高めた構成とすること</li> <li>・可能な範囲で、SaaS 形態のサービスを利用し、ラウドサービスのベストプラクティスが自動で適用されるよう講じること</li> </ul>
	サービス提供時間	・24 時間 365 日(ただし、下記稼働率を満たす範囲内)
	稼働率	・99.0%(年間許容停止時間 数日)
	障害復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生時における問合せ対応を行う障害対応窓口を設置して、原因究明等を実施</li> </ul>
	大規模災害時におけるサービス停止後、再開までの時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一週間以内に再開すること</li> <li>・災害時も林野庁内にて業務ができるように、なるべく早く復旧すること</li> </ul>
	バックアップデータの復旧時点	・直前のバックアップ取得時点
上位互換性	上位互換性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること</li> <li>・WEB ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップの際、必要な調査及び作業を実施することで、バージョンアップに対応可能な情報システムとすること</li> </ul>

中立性	中立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提供するハードウェア、ソフトウェア等は、特定ベンダーの技術に依存しない、オープンな技術仕様に基づくものとすること</li> <li>・提供するハードウェア、ソフトウェア等は、全てオープンなインターフェースを利用して接続又はデータの入出力が可能であること</li> <li>・導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、標準化団体(ISO、IETF、IEEE、ITU、JISC等)が規定又は推奨する各種業界標準に準拠すること</li> <li>・将来クラウドサービス事業者が変わっても、新たなクラウドサービスへのシステム及びデータ移行が容易に可能であること</li> </ul>
運用・保守性	メンテナンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点検作業や領域拡張などのメンテナンス、保守作業の実施を目的としたサービス停止に関して、14日前に通知すること (ただし、緊急を要するシステムメンテナンスを除く)</li> </ul>
	バックアップ保存期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日次でバックアップを行い 10 日保持すること</li> </ul>
	死活監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムを構成する機器類の障害発生状況を確認するために、危機の通信状態の変化や再起動の状況を監視すること</li> <li>・本システムの性能要件が維持されていることを確認すること</li> </ul>
	性能監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監視システムを利用し、サーバに関わる CPU、メモリ、ハードディスクの利用状況等を監視すること</li> </ul>
	稼働状況監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムの稼働状況や利用状況の監視、ソフトウェアライセンス数の把握等を行うこと</li> </ul>
	ジョブ管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムのジョブの実行結果を確認し、問題等があれば報告すること</li> </ul>
	構成管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェアやソフトウェア製品、ネットワーク等の情報システムを構成する資産の管理を行うこと</li> <li>・情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報)が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること</li> </ul>
	ネットワーク管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークの稼働状況や利用状況の監視を行うこと。また、ネットワーク機器や管理すべきサービスの構成情報(IPアドレス、ポート接続情報、回線情報等)を管理すること</li> </ul>
	セキュリティパッチ運用等業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産省からの依頼内容に基づき、セキュリティパッチの適用やアップデートを実施すること(月3回程度を想定)</li> </ul>
	障害復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害発生時に影響度等の分析を行った上で、障害による影響を最小限にとどめ、本システムの復旧作業を行うこと</li> </ul>

	アップデートファイル(セキュリティパッチ等)の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アップデートファイル(セキュリティパッチ等)を提供すること</li> </ul>
	アプリケーションプログラムの保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9時から17時(行政機関の休日を除く。)の間、アプリケーションプログラムの不具合を受け付けること</li> <li>・アプリケーションプログラムの不具合の原因を調査し、特定すること</li> <li>・アプリケーションプログラムの不具合を修正するための修正プログラムを作成し、検証環境においてテストを行うこと</li> </ul>
	ハードウェアの保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハードウェアの状態について定期的(1年に1回程度)に点検を行い、稼働状況について確認を行うこと</li> <li>・ハードウェアの部品等について、稼働による損耗等による障害を防止するために部品等についてあらかじめ交換を行うこと</li> <li>・運用事業者等が行う軽微な部品交換のために部品の提供や交換を行うこと</li> <li>・ファームウェアなどの組込みソフトウェアの設定変更やアップデートを行うこと</li> <li>・9時から17時(行政機関の休日を除く。)の間、情報システムにおけるサーバやディスク等の不具合を受け付けること</li> <li>・ハードウェアの修理又は交換が必要と判断してから、7日以内(行政機関の休日を除く。)にハードウェアの修理又は交換を行うこと</li> </ul>
	ソフトウェア製品の保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9時から17時(行政機関の休日を除く。)の間、ソフトウェア製品の不具合を受け付けること</li> <li>・アップデートファイル(セキュリティパッチ等)を提供すること</li> <li>・ソフトウェア製品の利用に関する問合せに対応すること</li> </ul>
	データの保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データについて完全性等を確認すること</li> <li>・本システムで用いられるマスタデータや業務において生成される業務データから異常・不整合等が発生したデータを検出すること</li> <li>・検出された異常・不整合等が発生したデータの修正又は削除を行うこと</li> </ul>
	保守実績の評価と改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保守実績(サービスレベルの達成状況等)の値の取得、評価及び管理を行うこと</li> <li>・保守実績が目標に満たない場合の要因分析、改善措置の検討を行うこと</li> </ul>

セキュリティ	主体認証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者を個別に識別し認証すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体認証の方式は、ユーザ ID、パスワードを用いた構成を検討すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・主体のアクセス権を適切に管理するため、主体が用いるアカウント(識別コード、主体認証情報、権限等)を管理(登録、更新、停止、削除等)するための機能を備えること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定回数以上のパスワード誤入力を検知した場合、アカウントロックを実施(一定時間経過後に解除)すること</li> </ul>
	管理者権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効期限の設定など、定期的にパスワード変更を実施するための機能を利用し、併せて定期的な変更を促す機能等の利用を検討すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特権の種類及び役割を管理する機能を利用するほか、特権アカウント使用に関するログを取得すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特権を有する管理者による不正を防止するため、最小限の特権の付与など管理者権限を厳格に管理すること</li> </ul>
	不正監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理画面に対するアクセスについて、複数回の認証の導入や、管理者権限を行使できる端末を専用端末に限定することなどのアクセス制御策を検討するとともに、アクセスキーを厳格に管理すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること</li> </ul>
	不正プログラムの感染防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し、1年の期間保管し、ディスク容量の増加等により削除を行う場合には林野庁の承認を得ること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること</li> </ul>
	脆弱性対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正監視対象(装置、ネットワーク、侵入者、不正操作、ログ等)を常時監視・制御し、また、不正発見時には担当部署へ即時通知すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること</li> </ul>
	時刻の正確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法(手順等)を備えること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること</li> </ul>

	情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドアーキテクトのベストプラクティス(AWS の場合 AWS Well-Architected Framework、Azure の場合 Azure Well-Architected Framework)及び「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル 別冊クラウド設計・開発編」に準拠すること。</li> <li>・以下のセキュリティ対策要件を参照し、本システムのセキュリティ対策要件を点検すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>-AWS/Azure 設定確認リスト(別表2)</li> <li>・以下のセキュリティ対策要件を参照し、本システムのセキュリティ対策要件を点検すること。               <ul style="list-style-type: none"> <li>-Web システム／Web アプリケーションセキュリティ要件書(別表3)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
システム稼働環境	ハードウェア構成 ソフトウェア構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件定義書第2-9-(2)サーバの想定環境、(3)ソフトウェア要件のとおり</li> </ul>
	サーバ設置環境条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターは日本国内とする</li> <li>・政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(Information system Security Management and Assessment Program: 通称 ISMAP(イスマップ))のクラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービスであること</li> <li>・使用するサーバは、機能要件、非機能要件を満たすCPU 性能、ストレージ、OS を備えていること。「第2-9(3)の「ソフトウェア要件」に示すソフトウェアを含むサービスによる調達も可とする</li> <li>・クラウド上に構成するサーバ・サービスは自動スケーリング機能の利用やスペック調整を容易にできるような構成にし、性能を容易に改善できること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・MAFF クラウドを利用することから、以下を満たすこと。詳細については「農林水産省クラウド利用ガイドライン」を参照すること</li> <li>・MAFF クラウドにて選定しているクラウドサービスプロバイダーを利用すること(2025 年 10 月現在 Amazon Web Services、Microsoft Azure)</li> <li>・MAFF クラウド共通機能については利用を前提とし、詳細については、協議の上決定する</li> <li>・MAFF クラウド機能は、クラウド提供サービスを活用することを基本とするが、提供サービス以外に必要な機能に関しては、クラウド上独自にシステム構築を行う</li> <li>・Azure を採用する場合は、サブスクリプションの紐づけ先に MAFF クラウドが用意した AzureAD テナントを設定すること。また、契約種別は原則として CSP 契約とすること</li> </ul>
移行性	並行稼働の有無	・無

引継ぎ	引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度の本システムの運用・保守事業者に CSP ライセンスの契約引継ぎを行うこと</li> <li>・他の事業者が本システムの次期の運用等を受注した場合には、次期運用事業者に対し、作業経緯、残存課題等についての引継ぎを行うこと</li> <li>・次年度の運用・保守事業者に、CSP ライセンスの契約及びクラウドサーバー上の契約情報等の移管を適切に実施すること</li> </ul>
教育	教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアル(管理者用、利用者用)を作成すること</li> </ul>
その他	構築時・運用時の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J-SOX 法</li> <li>・ISO/IEC27000 系</li> <li>・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群</li> <li>・プライバシーマーク</li> </ul>

以上

## 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様

### I 情報セキュリティポリシーの遵守

1 受託者は、担当部署から農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則(平成27年農林水産省訓令第4号。以下「規則」という。)等の説明を受けるとともに、本業務に係る情報セキュリティ要件を遵守すること。

なお、規則は、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(以下「統一基準群」という。)に準拠することとされていることから、受託者は、統一基準群の改定を踏まえて規則が改正された場合には、本業務に関する影響分析を行うこと。

2 受託者は、規則と同等の情報セキュリティ管理体制を整備していること。

3 受託者は、本業務の従事者に対して、規則と同等の情報セキュリティ対策の教育を実施していること。

### II 応札者に関する情報の提供

1 応札者は、応札者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務の従事者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属・専門性(保有資格、研修受講実績等)・実績(業務実績、経験年数等)及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。

なお、本業務に従事する全ての要員に関する情報を記載することが困難な場合は、本業務に従事する主要な要員に関する情報を記載するとともに、本業務に従事する部門等における従事者に関する情報(○○国籍の者が△名(又は□%)等)を記載すること。また、この場合であっても、担当部署からの要求に応じて、可能な限り要員に関する情報を提供すること。

2 応札者は、本業務を実施する部署、体制等の情報セキュリティ水準を証明する以下のいずれかの証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)

(1)ISO/IEC27001等の国際規格とそれに基づく認証の証明書等

(2)プライバシーマーク又はそれと同等の認証の証明書等

(3)独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する「情報セキュリティ対策ベンチマーク」を利用した自己評価を行い、その評価結果において、全項目に係る平均値が4に達し、かつ各評価項目の成熟度が2以上であることが確認できる確認書

### III 業務の実施における情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務の実施に当たって、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1)本業務上知り得た情報(公知の情報を除く。)については、契約期間中はもとより契約終了後においても、第三者に開示し、又は本業務以外の目的で利用しないこと。

- (2)本業務に従事した要員が異動、退職等をした後においても有効な守秘義務契約を締結すること。
- (3)本業務に係る情報を適切に取り扱うことが可能となるよう、情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を整備すること。なお、本業務実施中及び実施後において検証が可能となるよう、必要なログの取得や作業履歴の記録等を行う実施内容及び管理体制とすること。
- (4)本業務において、個人情報又は農林水産省における要機密情報を取り扱う場合は、当該情報(複製を含む。以下同じ。)を国内において取り扱うものとし、当該情報の国外への送信・保存や当該情報への国外からのアクセスを行わないこと。
- (5)農林水産省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による立入調査等の情報セキュリティ監査(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第26条第1項第2号に基づく監査等を含む。以下同じ。)を受け入れること。また、担当部署からの要求があった場合は、受託者が自ら実施した内部監査及び外部監査の結果を報告すること。
- (6)本業務において、要安定情報を取り扱うなど、担当部署が可用性を確保する必要があると認めた場合は、サービスレベルの保証を行うこと。
- (7)本業務において、第三者に情報が漏えいするなどの情報セキュリティインシデントが発生した場合は、担当部署に対し、速やかに電話、口頭等で報告するとともに、報告書を提出すること。また、農林水産省の指示に従い、事態の収拾、被害の拡大防止、復旧、再発防止等に全力を挙げること。なお、これらに要する費用の全ては受託者が負担すること。

## 2 受託者は、委託期間を通じて以下の措置を講ずること。

- (1)情報の適正な取扱いのため、取り扱う情報の格付等に応じ、以下に掲げる措置を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。また、実施が不十分の場合、農林水産省と協議の上、必要な改善策を立案し、速やかに実施するなど、適切に対処すること。
  - ア 情報セキュリティインシデント等への対処能力の確立・維持
  - イ 情報へアクセスする主体の識別とアクセスの制御
  - ウ ログの取得・監視
  - エ 情報を取り扱う機器等の物理的保護
  - オ 情報を取り扱う要員への周知と統制
  - カ セキュリティ脅威に対処するための資産管理・リスク評価
  - キ 取り扱う情報及び当該情報を取り扱うシステムの完全性の保護
  - ク セキュリティ対策の検証・評価・見直し
- (2)本業務における情報セキュリティ対策の履行状況を定期的に報告すること。
- (3)本業務において情報セキュリティインシデントの発生、情報の目的外使用等を認知した場合、直ちに委託事業の一時中断等、必要な措置を含む対処を実施すること。
- (4)私物(本業務の従事者個人の所有物等、受託者管理外のものをいう。)の機器等を本業務に用いないこと。

(5)本業務において取り扱う情報が本業務上不要となった場合、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

3 受託者は、委託期間の終了に際して以下の措置を講ずること。

(1)本業務の実施期間を通じてセキュリティ対策が適切に実施されたことを書面等により報告すること。

(2)成果物等を電磁的記録媒体により納品する場合には、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処するとともに、確認結果(確認日時、不正プログラム対策ソフトウェアの製品名、定義ファイルのバージョン等)を成果物等に記載又は添付すること。

(3)本業務において取り扱われた情報を、担当部署の指示に従い返却又は復元できないよう抹消し、その結果を担当部署に書面で報告すること。

4 受託者は、情報セキュリティの観点から調達仕様書で求める要件以外に必要となる措置がある場合には、担当部署に報告し、協議の上、対策を講ずること。

#### IV 情報システムにおける情報セキュリティの確保

1 受託者は、本業務において情報システムに関する業務を行う場合には、以下の措置を講ずること。なお、応札者は、以下の措置を講ずることを証明する資料を提出すること。

(1)本業務の各工程において、農林水産省の意図しない情報システムに関する変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること。)。

(2)本業務において、農林水産省の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入調査等、農林水産省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制(例えば、システムの操作ログや作業履歴等を記録し、担当部署から要求された場合には提出するなど)を整備していること。

2 受託者は、本業務において情報システムの運用管理機能又は設計・開発に係る企画・要件定義を行う場合には、以下の措置を実施すること。

(1)情報システム運用時のセキュリティ監視等の運用管理機能を明確化し、情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能や監視のために必要な機能を本業務の成果物へ適切に反映するために、以下を含む措置を実施すること。

ア 情報システム運用時に情報セキュリティ確保のために必要となる管理機能を本業務の成果物に明記すること。

イ 情報セキュリティインシデントの発生を監視する必要がある場合、監視のために必要な機能について、以下を例とする機能を本業務の成果物に明記すること。

(ア)農林水産省外と通信回線で接続している箇所における外部からの不正アクセスやサ

サービス不能攻撃を監視する機能

- (イ) 不正プログラム感染や踏み台に利用されること等による農林水産省外への不正な通信を監視する機能
- (ウ) 端末等の農林水産省内ネットワークの末端に位置する機器及びサーバ装置において不正プログラムの挙動を監視する機能
- (エ) 農林水産省内通信回線への端末の接続を監視する機能
- (オ) 端末への外部電磁的記録媒体の挿入を監視する機能
- (カ) サーバ装置等の機器の動作を監視する機能
- (キ) ネットワークセグメント間の通信を監視する機能

(2) 開発する情報システムに関連する脆(ぜい)弱性への対策が実施されるよう、以下を含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 既知の脆(ぜい)弱性が存在するソフトウェアや機能モジュールを情報システムの構成要素としないこと。
- イ 開発時に情報システムに脆(ぜい)弱性が混入されることを防ぐためのセキュリティ実装方針を定めること。
- ウ セキュリティ侵害につながる脆(ぜい)弱性が情報システムに存在することが発覚した場合に修正が施されること。
- エ ソフトウェアのサポート期間又はサポート打ち切り計画に関する情報を提供すること。

(3) 開発する情報システムに意図しない不正なプログラム等が組み込まれないよう、以下を全て含む対策を本業務の成果物に明記すること。

- ア 情報システムで利用する機器等を調達する場合は、意図しない不正なプログラム等が組み込まれていないことを確認すること。
- イ アプリケーション・コンテンツの開発時に意図しない不正なプログラム等が混入されることを防ぐための対策を講ずること。
- ウ 情報システムの構築を委託する場合は、委託先において農林水産省が意図しない変更が加えられないための管理体制を求めること。

(4) 要安定情報を取り扱う情報システムを構築する場合は、許容される停止時間を踏まえて、情報システムを構成する要素ごとに、以下を全て含むセキュリティ要件を定め、本業務の成果物に明記すること。

- ア 端末、サーバ装置及び通信回線装置等の冗長化に関する要件
- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置並びに取り扱われる情報に関するバックアップの要件
- ウ 情報システムを中断することのできる時間を含めた復旧に関する要件

(5) 開発する情報システムのネットワーク構成について、以下を全て含む要件を定め、本業務の成果物に明記すること。

- ア インターネットやインターネットに接点を有する情報システム(クラウドサービスを含

む。)から分離することの要否の判断及びインターネットから分離するとした場合に、分離を確実にするための要件

- イ 端末、サーバ装置及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを実行するために必要な通信要件
- ウ インターネット上のクラウドサービス等のサービスを利用する場合の通信経路全般のネットワーク構成に関する要件
- エ 農林水産省外通信回線を経由して機器等に対してリモートメンテナンスすることの要否の判断とリモートメンテナンスすることとした場合の要件

3 受託者は、本業務において情報システムの構築を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムのセキュリティ要件の適切な実装

- ア 主体認証機能
- イ アクセス制御機能
- ウ 権限管理機能
- エ 識別コード・主体認証情報の付与管理
- オ ログの取得・管理
- カ 暗号化機能・電子署名機能
- キ 暗号化・電子署名に係る管理
- ク 監視機能
- ケ ソフトウェアに関する脆(せい)弱性等対策
- コ 不正プログラム対策
- サ サービス不能攻撃対策
- シ 標的型攻撃対策
- ス 動的なアクセス制御
- セ アプリケーション・コンテンツのセキュリティ
- ソ 政府ドメイン名(go.jp)の使用
- タ 不正なウェブサイトへの誘導防止
- チ 農林水産省外のアプリケーション・コンテンツの告知

(2) 監視機能及び監視のための復号・再暗号化

監視のために必要な機能について、2(1)イの各項目を例として必要な機能を設けること。また、必要に応じ、監視のために暗号化された通信データの復号化や、復号されたデータの再暗号化のための機能を設けること。

(3) 情報セキュリティの観点に基づくソフトウェアの選定

情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう可能な限り最新版を選定し、利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限に係る情報を農林水産省に提供すること。

ただし、サポート期限が公表されていないソフトウェアについては、情報システムのライフサイクルを踏まえ、ソフトウェアの発売等からの経過年数や後継となるソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。

(4) 情報セキュリティの観点に基づく試験の実施

- ア ソフトウェアの開発及び試験を行う場合は、運用中の情報システムとの分離
- イ 試験項目及び試験方法の決定並びにこれに基づいた試験の実施
- ウ 試験の実施記録の作成・保存

(5) 情報システムの開発環境及び開発工程における情報セキュリティ対策

- ア 変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等、ソースコードの不正な変更・消去を防止するための管理
- イ 調達仕様書等に規定されたセキュリティ実装方針の適切な実施
- ウ セキュリティ機能の適切な実装、セキュリティ実装方針に従った実装が行われていることを確認するための設計レビュー及びソースコードレビューの範囲及び方法の決定並びにこれに基づいたレビューの実施
- エ オフショア開発を実施する場合の試験データに実データを使用することの禁止

(6) 政府共通利用型システムの利用における情報セキュリティ対策

ガバメントソリューションサービス(GSS)等、政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを構築する場合は、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に基づき、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させないように、適切なセキュリティ要件を実装すること。

4 受託者は、本業務において情報システムの運用・保守を行う場合には、以下の事項を含む措置を適切に実施すること。

(1) 情報システムに実装されたセキュリティ機能が適切に運用されるよう、以下の事項を適切に実施すること。

- ア 情報システムの運用環境に課せられるべき条件の整備
- イ 情報システムのセキュリティ監視を行う場合の監視手順や連絡方法
- ウ 情報システムの保守における情報セキュリティ対策
- エ 運用中の情報システムに脆(ぜい)弱性が存在することが判明した場合の情報セキュリティ対策
- オ 利用するソフトウェアのサポート期限等の定期的な情報収集及び報告
- カ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会決定。最終改定:2025年5月27日)の「別紙3 調達仕様書に盛り込むべき情報資産管理標準シートの提出等に関する作業内容」に基づく情報資産管理を行うために必要な事項を記載した情報資産管理標準シートの提出
- キ アプリケーション・コンテンツの利用者に使用を求めるソフトウェアのバージョンのサポート終了時における、サポートを継続しているバージョンでの動作検証及び当該バージ

ヨンで正常に動作させるためのアプリケーション・コンテンツ等の修正

(2)情報システムの運用保守段階へ移行する前に、移行手順及び移行環境に関して、以下を含む情報セキュリティ対策を行うこと。

- ア 情報セキュリティに関わる運用保守体制の整備
- イ 運用保守要員へのセキュリティ機能の利用方法等に関わる教育の実施
- ウ 情報セキュリティインシデント(可能性がある事象を含む。以下同じ。)を認知した際の対処方法の確立

(3)情報システムのセキュリティ監視を行う場合には、以下の内容を全て含む監視手順を定め、適切に監視運用すること。

- ア 監視するイベントの種類や重要度
- イ 監視体制
- ウ 監視状況の報告手順や重要度に応じた報告手段
- エ 情報セキュリティインシデントの可能性がある事象を認知した場合の報告手順
- オ 監視運用における情報の取扱い(機密性の確保)

(4)情報システムで不要となった識別コードや過剰なアクセス権限等の付与がないか定期的に見直しを行うこと。

(5)情報システムにおいて定期的に脆(せい)弱性対策の状況を確認すること。

(6)情報システムに脆(せい)弱性が存在することを発見した場合には、速やかに担当部署に報告し、本業務における運用・保守要件に従って脆(せい)弱性の対策を行うこと。

(7)要安定情報を取り扱う情報システムについて、以下の内容を全て含む運用を行うこと。

- ア 情報システムの各構成要素及び取り扱われる情報に関する適切なバックアップの取得及びバックアップ要件の確認による見直し
- イ 情報システムの構成や設定の変更等が行われた際及び少なくとも年1回の頻度で定期的に、情報システムが停止した際の復旧手順の確認による見直し

(8)ガバメントソリューションサービス(GSS)等、本業務の調達範囲外の政府共通利用型システムが提供するセキュリティ機能を利用する情報システムを運用する場合は、政府共通利用型システム管理機関との責任分界に応じた運用管理体制の下、政府共通利用型システム管理機関が定める運用管理規程等に従い、政府共通利用型システムの情報セキュリティ水準を低下させることのないよう、適切に情報システムを運用すること。

(9)不正な行為及び意図しない情報システムへのアクセス等の事象が発生した際に追跡できるように、運用・保守に係る作業についての記録を管理し、運用・保守によって機器の構成や設定情報等に変更があった場合は、情報セキュリティ対策が適切であるか確認し、必要に応じて見直すこと。

5 受託者は、本業務において情報システムの更改又は廃棄を行う場合には、当該情報システムに保存されている情報について、以下の措置を適切に講ずること。

(1)情報システム更改時の情報の移行作業における情報セキュリティ対策

## (2) 情報システム廃棄時の不要な情報の抹消

### V 情報システムの一部の機能を提供するサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、要機密情報を取り扱う情報システムの一部の機能を提供するサービス(クラウドサービスを除くものとし、以下「業務委託サービス」という。)に関する業務を実施する場合は、業務委託サービス毎に以下の措置を講ずること。

- 1 業務委託サービスの中断時や終了時に円滑に業務を移行できるよう、取り扱う情報の可用性に応じ、以下を例としたセキュリティ対策を実施すること。
  - (1) 業務委託サービス中断時の復旧要件
  - (2) 業務委託サービス終了または変更の際の事前告知の方法・期限及びデータ移行方法
- 2 業務委託サービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターが設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- 3 業務委託サービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- 4 ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- 5 業務委託サービスの利用を通じて農林水産省が取り扱う情報について、目的外利用を禁止すること。
- 6 業務委託サービスの提供に当たり、業務委託サービスの提供者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、農林水産省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること(例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による品質保証体制を証明する書類等を提出すること)。
- 7 業務委託サービスの提供者の資本関係、役員等の情報、業務委託サービスの提供が行われる施設等の場所、業務委託サービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- 8 業務委託サービスの提供者の情報セキュリティ水準を証明する、Ⅱの2で掲げる証明書等または同等以上の国際規格等の証明書の写しを提出すること。
- 9 情報セキュリティインシデントへの対処方法を確立していること。
- 10 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況を確認できること。
- 11 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を確立していること。
- 12 業務委託サービスの提供者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順について業務委託サービスの提供者と合意し、定められた手順により情報を取り扱うこと。

### VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保

応札者は、本業務において、クラウドサービス上で要機密情報を取り扱う場合は、当該クラウドサービスごとに以下の措置を講ずること。また、当該クラウドサービスの活用が本業務の再委託に該当する場合は、当該クラウドサービスに対して、Xの措置を講ずること。

## 1 サービス条件

- (1)クラウドサービスを提供する情報処理設備が収容されているデータセンターについて、設置されている独立した地域(リージョン)が国内であること。
- (2)クラウドサービスの契約に定める準拠法が国内法のみであること。
- (3)クラウドサービス終了時に情報を確実に抹消することが可能であること。
- (4)本業務において要求されるサービス品質を満たすクラウドサービスであること。
- (5)クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報、クラウドサービス提供に従事する者(契約社員、派遣社員等の雇用形態は問わず、本業務に従事する全ての要員)のうち農林水産省の情報又は農林水産省が利用するクラウドサービスの環境に影響を及ぼす可能性のある者の所属、専門性(情報セキュリティに係る資格、研修実績等)、実績及び国籍に関する情報を記載した資料を提出すること。
- (6)ペネトレーションテストや脆(ぜい)弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報が開示されていること。
- (7)原則として、ISMAP クラウドサービスリスト又は ISMAP-LIU クラウドサービスリスト(以下「ISMAP クラウドサービスリスト等」という。)に登録されているクラウドサービスであること。
- (8)ISMAP クラウドサービスリスト等に登録されていないクラウドサービスの場合は、ISMAP の管理基準に従い、ガバナンス基準及びマネジメント基準における全ての基準、管理策基準における統制目標(3桁の番号で表現される項目)及び末尾にBが付された詳細管理策(4桁の番号で表現される項目)を原則として全て満たしていることを証明する資料を提出し、農林水産省の承認を得ること。

## 2 クラウドサービスのセキュリティ要件

- (1)クラウドサービスについて、以下の要件を満たしていること。
  - ア クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能が農林水産省の要求事項を満たすこと。
  - イ クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対してアクセス制御できること。
  - ウ クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える操作が特定されていること。
  - エ クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化が行われていること。
  - オ クラウドサービス上に他ベンダが提供するソフトウェア等を導入する場合、ソフトウェアのクラウドサービス上におけるライセンス規定に違反していないこと。
  - カ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合、その機能を確認していること。

キ 暗号鍵管理機能をクラウドサービス提供者が提供する場合、鍵管理手順、鍵の種類の情報及び鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける情報をクラウドサービス提供者から入手し、またリスク評価を実施していること。

ク 利用するクラウドサービスのネットワーク基盤が他のネットワークと分離されていること。

ケ クラウドサービス提供者が提供するバックアップ機能を利用する場合、農林水産省の要求事項を満たすこと。

(2)クラウドサービスで利用するアカウント管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス提供者が付与し、又はクラウドサービス利用者が登録する識別コードの作成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける管理

イ クラウドサービスを利用する情報システムの管理者権限を保有するクラウドサービス利用者に対する、強固な認証技術による認証

ウ クラウドサービス提供者が提供する主体認証情報の管理機能について、農林水産省の要求事項を満たすための措置の実施

(3)クラウドサービスで利用するアクセス制御に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に保存する情報やクラウドサービスの機能に対する適切なアクセス制御

イ インターネット等の農林水産省外通信回線から農林水産省内通信回線を経由せずにクラウドサービス上に構築した情報システムにログインすることを認める場合の適切なセキュリティ対策

(4)クラウドサービスで利用する権限管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス利用者によるクラウドサービスに多大な影響を与える誤操作の抑制

イ クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(5)クラウドサービスで利用するログの管理に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービスが正しく利用されていることの検証及び不正侵入、不正操作等がなされていないことの検証を行うために必要なログの管理

(6)クラウドサービスで利用する暗号化に関して、以下のセキュリティ機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス内及び通信経路全般における暗号化の適切な実施

イ 情報システムで利用する暗号化方式の遵守度合いに係る法令や農林水産省訓令等の関連する規則の確認

ウ 暗号化に用いる鍵の保管場所等の管理に関する要件

エ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関する生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理

(7)クラウドサービスを利用する際の設計・設定時の誤り防止に関して、以下のセキュリティ要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上で構成される仮想マシンに対する適切なセキュリティ対策

イ クラウドサービス提供者へのセキュリティを保つための開発手順等の情報の要求とその活用

ウ クラウドサービス提供者への設計、設定、構築等における知見等の情報の要求とその活用

エ クラウドサービスの設定の誤りを見いだすための対策

(8)クラウドサービス運用時の監視等に関して、以下の運用管理機能要件を満たしていること。

ア クラウドサービス上に構成された情報システムのネットワーク設計におけるセキュリティ要件の異なるネットワーク間の通信の監視

イ 利用するクラウドサービス上の情報システムが利用するデータ容量や稼働性能についての監視と将来の予測

ウ クラウドサービス内における時刻同期の方法

エ 利用するクラウドサービスの不正利用の監視

(9)クラウドサービス上で要安定情報を取り扱う場合は、その可用性を考慮した設計となっていること。

(10)クラウドサービスにおいて、不測の事態に対してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施を含む、情報セキュリティインシデントが発生した際の復旧に関する対策要件が策定されていること。

### 3 クラウドサービスを利用した情報システム

クラウドサービスを利用した情報システムについて、以下の措置を講ずること。

(1)導入・構築時の対策

ア クラウドサービスで利用するサービスごとの情報セキュリティ水準の維持に関する手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス利用のための責任分界点を意識した利用手順

(イ)クラウドサービス利用者が行う可能性がある重要操作の手順

イ 情報システムの運用・監視中に発生したクラウドサービスの利用に係る情報セキュリティインシデントを認知した際の対処手順について、以下の内容を全て含む実施手順を整備すること。

(ア)クラウドサービス提供者との責任分界点を意識した責任範囲の整理

(イ)クラウドサービスのサービスごとの情報セキュリティインシデント対処に関する事項

(ウ)クラウドサービスに係る情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制

ウ クラウドサービスが停止し、又は利用できなくなった際の復旧手順を実施手順として整

備すること。なお、要安定情報を取り扱う場合は十分な可用性を担保した手順とすること。

### (2) 運用・保守時の対策

ア クラウドサービスの利用に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービス提供者に対する定期的なサービスの提供状態の確認

(イ)クラウドサービス上で利用するIT資産の適切な管理

イ クラウドサービスで利用するアカウントの管理、アクセス制御、管理権限に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)管理者権限をクラウドサービス利用者へ割り当てる場合のアクセス管理と操作の確実な記録

(イ)クラウドサービス利用者に割り当てたアクセス権限に対する定期的な確認による見直し

ウ クラウドサービスで利用する機能に対する脆(せい)弱性対策を実施すること。

エ クラウドサービスを運用する際の設定変更に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスのリソース設定を変更するユーティリティプログラムを使用する場合の利用者の制限

(イ)クラウドサービスの設定を変更する場合の設定の誤りを防止するための対策

(ウ)クラウドサービス利用者が行う可能性のある重要操作に対する監督者の指導の下での実施

オ クラウドサービスを運用する際の監視に関して、以下の内容を全て含む対策を実施すること。

(ア)クラウドサービスの不正利用の監視

(イ)クラウドサービスで利用しているデータ容量、性能等の監視

カ クラウドサービスを運用する際の可用性に関して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策を実施すること。

(ア)不測の事態に際してサービスの復旧を行うために必要なバックアップの確実な実施

(イ)要安定情報をクラウドサービスで取り扱う場合の十分な可用性の担保、復旧に係る定期的な訓練の実施

(ウ)クラウドサービス提供者からの仕様内容の変更通知に関する内容確認と復旧手順の確認

キ クラウドサービスで利用する暗号鍵に関して、暗号鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける適切な管理の実施を含む情報セキュリティ対策の実施

### (3) 更改・廃棄時の対策

ア クラウドサービスの利用終了に際して、以下の内容を全て含む情報セキュリティ対策

を実施すること。

- (ア)クラウドサービスで取り扱った情報の廃棄
- (イ)暗号化消去が行えない場合の基盤となる物理機器の廃棄
- (ウ)作成されたクラウドサービス利用者アカウントの削除
- (エ)利用したクラウドサービスにおける管理者アカウントの削除又は返却
- (オ)クラウドサービス利用者アカウント以外の特殊なアカウントの削除と関連情報の廃棄

#### VII Webシステム／Webアプリケーションに関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、Webシステム／Webアプリケーションを開発、利用または運用等を行う場合、別紙「Webシステム／Webアプリケーションセキュリティ要件書 Ver.4.0」の各項目について、対応可、対応不可あるいは対象外等の対応方針を記載した資料を提出すること。

#### VIII 機器等に関する情報セキュリティの確保

受託者は、本業務において、農林水産省にサーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、外部電磁的記録媒体、ソフトウェア等(以下「機器等」という。)を納品、賃貸借等をする場合には、以下の措置を講ずること。

- 1 納入する機器等の製造工程において、農林水産省が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
- 2 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制を確立していること。また、不正な変更が発見された場合に、農林水産省と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
- 3 機器等の設置時や保守時に、情報セキュリティの確保に必要なサポートを行うこと。
- 4 利用マニュアル・ガイダンスが適切に整備された機器等を採用すること。
- 5 脆(せい)弱性検査等のテストが実施されている機器等を採用し、そのテストの結果が確認できること。
- 6 ISO/IEC 15408に基づく認証を取得している機器等を採用することが望ましい。なお、当該認証を取得している場合は、証明書等の写しを提出すること。(提出時点で有効期限が切れていないこと。)
- 7 情報システムを構成するソフトウェアについては、運用中にサポートが終了しないよう、サポート期間が十分に確保されたものを選定し、可能な限り最新版を採用するとともに、ソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期限について報告すること。なお、サポート期限が事前に公表されていない場合は、情報システムのライフサイクルを踏まえ、販売からの経過年数や後継ソフトウェアの有無等を考慮して選定すること。
- 8 機器等の納品時に、以下の事項を書面で報告すること。
  - (1)調達仕様書に指定されているセキュリティ要件の実装状況(セキュリティ要件に係る試験

#### の実施手順及び結果)

- (2) 機器等に不正プログラムが混入していないこと(最新の定義ファイル等を適用した不正プログラム対策ソフトウェア等によるスキャン結果、内部監査等により不正な変更が加えられていないことを確認した結果等)

### IX 管轄裁判所及び準拠法

- 1 本業務に係る全ての契約(クラウドサービスを含む。以下同じ。)に関して訴訟の必要が生じた場合の専属的な合意管轄裁判所は、国内の裁判所とすること。
- 2 本業務に係る全ての契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とすること。

### X 業務の再委託における情報セキュリティの確保

- 1 受託者は、本業務の一部を再委託(再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の事業者に委託する再々委託等、多段階の委託を含む。以下同じ。)する場合には、受託者が上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1及びⅣの1において提出することとしている資料等と同等の再委託先に関する資料等並びに再委託対象とする業務の範囲及び再委託の必要性を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。
- 2 受託者は、本業務に係る再委託先の行為について全責任を負うものとする。また、再委託先に対して、受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託先との契約においてその旨を定めること。なお、情報セキュリティ監査については、受託者による再委託先への監査のほか、農林水産省又は農林水産省が選定した事業者による再委託先への立入調査等の監査を受け入れるものとすること。
- 3 受託者は、担当部署からの要求があった場合は、再委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を報告すること。

### XI 資料等の提出

上記Ⅱの1、Ⅱの2、Ⅲの1、Ⅳの1、Ⅴの6、Ⅴの7、Ⅴの8、Ⅵの1(5)、Ⅵの1(6)、Ⅵの1(8)、Ⅷの1及びⅧの6において提出することとしている資料等については、最低価格落札方式にあっては入札公告及び入札説明書に定める証明書等の提出場所及び提出期限に従って提出し、総合評価落札方式及び企画競争方式にあっては提案書等の評価のための書類に添付して提出すること。

### XII 変更手続

受託者は、上記Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ及びXに関して、農林水産省に提示した内容を変更しようとする場合には、変更する事項、理由等を記載した申請書を提出し、農林水産省の許可を得ること。

【別紙3】

様式

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		
・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）		

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・その他 ( )		
----------	--	--

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託すること也可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ( )		

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

エ みどり戦略の理解に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ( )		

- 上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
( )

【別紙4】閲覧申込書

林野庁国有林野部経営企画課  
業務革新班 宛て

閲覧申込書

「令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務」に係る資料閲覧を申請します。

申込日： 令和 年 月 日

1 会社名：

2 住所：

3 部署名・担当者名：

4 電話番号：

5 E-mail アドレス：

6 閲覧日時： 第1候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分  
第2候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分  
第3候補日 令和 年 月 日 時 分～ 時 分

7 閲覧者氏名：

：  
：  
：  
：

【別紙5】守秘義務に関する誓約書

林野庁国有林野部経営企画課

業務革新班 宛て

守秘義務に関する誓約書

「令和8年度国有林野地理情報高度化システム運用・保守業務」に係る資料閲覧に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 農林水産省の情報セキュリティに関する規程等を遵守し、農林水産省が開示した情報（公知の情報を除く。）を本調達の目的以外に使用、又は第三者に開示、若しくは漏洩することのないよう、必要な措置を講じます。
- 2 閲覧資料については、複製及び撮影を行いません。
- 3 本業務に係る調達の期間中及び終了後に関わらず、守秘義務を負います。
- 4 上記1～3に反して、情報の開示、漏えい若しくは使用した場合、法的な責任を負うものであることを確認し、これにより農林水産省が被った一切の損害を賠償します。また、その際には秘密保持に関する農林水産省の監査を受けることとし、誠実に対応します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名